

611.74
7A

兼業農家の世代承継性とその社会的影響に関する研究

課題番号 08660263

平成8年度～

平成9年度科学研究費補助金 基盤研究(C)(2) 研究成果報告書

平成10年3月

横浜国立大学附属図書館



10518837

研究代表者 田代洋一
(横浜国立大学経済学部教授)

はしがき

平成8年度、9年度の2年間にわたり、文部省科学研究費補助金（基盤研究(c)(2)）「兼業農家の世代承継性とその社会的影響に関する研究」を行なった。日本農業はいま、戦前・戦後の農業を一貫して労働力的に支えてきたいわゆる昭和一桁世代のリタイア期をむかえ、その意味で歴史的な転換期にさしかかっている。等しく高齢化・農業あとつぎ欠如を背景としつも、土地持ち非農家化する層が従来の下層兼業農家層から中上層まで拡大してきたという指摘もある。これまでの日本農業を歴史的に特徴づけてきた「兼業農業の時代」の終焉であり、大量離農の時代の到来というわけである。このような認識は政府の新政策の底流にもなっている。

たしかに今日、日本農業は大きな転換期をむかえている。しかし兼業滞留の構造が崩壊し、大量離農の時代が到来したと言い切ることはできるだろうか。本研究は、このような問題意識にたって、兼業滞留、兼業農家の世代継承の論理がどの程度に崩れ、どの程度に維持されているのか、その程度に応じてどのような社会的影響（農村社会の崩壊を含む）が現われているのか、そこで地域農業、農村社会を維持していくうえで、いかなる方策それが求められるのかを明らかにしようとした。

手法としては、私が過去に行なった農家調査の追跡調査を主とする計画だったが、平成8年度に佐賀県芦刈町で行なった調査結果を踏まえて、追跡調査よりも主として中山間地域の農家調査に力点を移すこととして、山形県真室川町、高知県西土佐村、兵庫県一宮町等で農家調査を実施した。

個々の調査結果は各年度に報告を行なっているが、結論的にいって、地域差は大きく、例えば佐賀県芦刈町では兼業滞留・世代継承の可能性は高く、西日本中山間地域では「いえ」の崩壊が顕著に進行しているといえる。同時に西日本では集落営農、施設園芸振興、中山間地域対策など政策的な模索も試みられている。

事態の進行は急速であるが、しかし過度の一般化をすることは認識を誤る可能性が高く、地域に即した調査研究が必要である。本研究においては、中間層農家の層が厚い東北平場農村等の調査に及ばなかったが、今後の課題とすべきである。

平成10年3月

研究代表者

横浜国立大学経済学部教授

田代 洋一

研究組織

研究代表者：田代 洋一（横浜国立大学経済学部教授）

研究経費

平成8年度 70千円

平成9年度 70千円

合計 140千円

研究発表

- (1) 学会誌等 田代洋一「世紀末農業問題の行方」
『土地制度史学』156号 1997年7月
- (2) 口頭発表 田代洋一「都市農業と計画土地利用」農村計画学会
1998年4月4日
- (3) 出版物 田代洋一『食料主権 21世紀の農政問題』
日本経済評論社 1998年4月

第一論文 家族農業経営の課題

第1節 家族農業経営論の課題

1 家族農業経営否定論の登場

日本でも欧米でも、「農家」や「家族農業経営」、family farm や family farming が注目を浴びているが、その取り上げられ方は、日本では否定的、ヨーロッパでは肯定的と逆である。

日本において家族農業経営が論じられ、あるいはその裏腹としての農業法人化「ブーム」が起きている背景は、分ければ二つになる。

第1は、政策的背景である。ガットURで米まで自由化されることを見越して急きょ打ち出された1992年「新しい食料・農業・農村政策」は、農業基本法の「近代的家族農業経営」に代えて、「個別経営体」「組織経営体」を育成目標に掲げた。「家族というまとまりではなく、個人を単位として捉え、新たな指標の下での自立経営であることを明らかにするため、経営体という新しい概念を用いている。またこのような生産の単位である経営体という概念を使うことにより、従来生活の単位でもあり、生産の単位でもある農家という概念を使っていたために生じた議論の混乱が解消し得る」というわけである。組織経営体についても「家族農業の集合体としてではなく、個人の集合体として捉えている点が従来のタイプとは異なる」(1)としている。

新政策は、「農業経営に意欲と能力のある者」「個人の意欲を重視し、経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成」「自主性、創意・工夫の発揮と自己責任の確立」といった文言を各所にちりばめているが、それは要するに「農家」を、個人の自立を認めず家計と経営のどんぶり勘定している古いもの、現実にも崩壊しつつあるものとして描きだすものである。

しかし現実にある「農家」を否定していくら「経営体」といってみても「農家」との区別はつかないから、経営体に「法人」という衣をかぶせる。すなわち「農業者の意識改革と一口にいても、個人経営のままではそう容易ではないことから、法人化をその実現を図る一手法として積極的に活用」しようというわけである。経営体は、「農家ではなく個人を基本単位とした経営を想定している点において、従来の自立経営概念よりは対象範囲が広がっている」としているが、要するに組織経営体や法人を自立経営に含めたといいたいのであろう。その延長で「農業生産法人の一形態としての株式会社」に言及したことから、今日の株式会社の農業導入論に一気に火を付けることにもなったが(第3章第4節)、当然の成り行きともいえよう。

新政策は経営体を「新たな指標下での自立経営」と称しているが、「自立経営」とは農業基本法第15条にいう「家族農業経営の発展」した姿であり、家族農業経営にとって代わるものではそもそもない。それは、「当該家族労働力が完全燃焼するもの」で、「その家族労働力は傍系を含ま」ず、「労働単位は、婦人を含めて2人以上3人未満」すなわち「夫婦とその後継者によって成り立つ」とされた。そこでは妻や後継者は「無償労働を提供するものであってはならず」、また相続制度についても将来は「経営主と労働を共にした相続人の労働報酬について背離する必要がある。たとえば、その労働報酬は相続財産に対す

る債権とする（フランスにおける方法）あるいは特別の相続分として認める（ドイツで行われたことがある」としている(2)。農業基本法がこのようなまっとうな論理をそれなりにもっているが故に、新政策は農業基本法の見直しを迫り、それにとって代わろうとするのである。

新政策では、「家族」と「個人」があたかも二者択一的な対立概念であるかのように扱われているが、個人は家族を抜きにはありえないし、家族に埋没しているわけでもない。だから「個人を単位として」といっても、とりたてて何かを言ったことになるわけではない。

新政策に沿って法改正された農業経営基盤強化法によって経営改善計画を認定された者をもって、農政は「認定農業者」と称しているが、現場では農政担当者も含めて「認定農家」、「認定農家」と抵抗なく使っている点一つにも、経営体論の戯画性が露呈している。

経営体は、主たる従事者の生涯所得を勤労者に均衡させるとしながら、現実には「主たる従事者への所得は、父親あるいは後継者と折半」するとしているから、想定されている家族イメージは直系家族制としての「いえ」＝農家に他ならない。さらに「補助的従事者の所得」を合算して「一経営体当たりに年間農業所得」を確保することとしているが、現実には農家主婦を「補助的従事者」扱いして、その労働を米生産費労賃で評価することとしており、これでは「女性の『個』としての地位の向上」という新政策の文言が泣こうというものである。そもそも家族農業経営のパートナーとしての女性配偶者は、「認定農業者」という「個」にはカウントされない。

ではなぜこのような家族農業経営の否定論が政策的に打ち出されたのか。それは次の背景にかかわる。

すなわち、第2の背景は農家の実態（認識）に関わる。あとつぎの確保難、高齢一世代世帯化、「いえ」の崩壊、離農、耕作放棄地の増大という事態が、1990年農業センサスによりクローズアップされ、おりからのガットUR等の外圧をまつまでもなく日本農業は内部崩壊するといった認識が強まった。

次項でみるように、確かにそのような傾向は強まっている。特に過疎化地域などでは地域農業の担い手不足がいよいよ著しくなるなかで、自治体・農協等が直営あるいは第三セクター（市町村公社）のかたちで作業受託や経営受託に乗り出してきたのも90年代的動向だといえる。

問題は、そこから「もはや日本の農家、家族農業経営は内部崩壊した。だからそれに代わる農業経営の担い手を育成する必要がある」とつなげる家族農業経営内部崩壊＝経営体論の論理の運び方である。

2 「いえ」と家族農業経営の変化

問題は、家族構成としての「いえ」（農家）と、それによって営まれる家族農業経営の実態をどうみるかである。まず前者からみていく。

後述するように日本の農家の家族規範は、三世代直系家族制（「いえ」）にある。従って三世代世帯の減少は、「いえ」「農家」の崩壊に通じるといえよう。

世帯構造（世帯世代構成）の長期変化をみれるのは厚生省「厚生行政基礎調査」であるが（表1）、農構世帯における三世代世帯の割合は1980年と比べて微減し、代わって単独

(一世代)世帯の割合が微増しているものの2ポイント程度の幅に過ぎず、むしろ構成の不変性の方が注目される。

ただし同統計のサンプル数はそう多くない。農業センサスは世代構成別の農家分類をしていないが、世帯員数や世帯員数別農家数は分かる。そこで世代構成を表示した唯一の農業統計である83年農業調査における構成比を参考にして、センサスにおける1~2人世帯を一世代世帯、3~4人世帯を二世帯世帯、5人以上世帯を三世帯(以上)世帯に比定し、世代構成別の農家割合を推測したのが表2である(以下では、それぞれ「一世代世帯」「二世帯世帯」「三世帯世帯」と称するが、世帯員数分類と世代構成の関係はあくまで近似的なものに過ぎない)。やはり80年代における三世帯世帯のウエイト減は「いえの崩壊」というより、むしろ微減にとどまったといえる。

三世帯世帯の絶対数の減少および割合の低下は、むしろ70年代の方がすさまじかった。70年代は三世帯世帯の急減(二世帯世帯化)と一世代世帯の急増期と特徴づけることができる。よりたちいって世帯員数別にみると、70年代は7~8人という大家族の減少が著しく、2~3人家族は増大していた。つまり二世帯家族化といっても3人というぎりぎりのその増大だった。

それに対して80年代は、二世帯世帯の急減(一世代世帯化)と一世代世帯の離農増大により、結果的に三世帯世帯の割合は動かなかった。しかし世帯員数別には、4~5人家族という三世帯世帯と二世帯世帯のボーダーライン層の減少が大きい。つまり「三世帯家族も小世帯員化の波にあわれながらも、ぎりぎりのところで一定割合を維持している」(3)のが特徴だった。

90年代に入ると、三世帯世帯の絶対数およびウエイトの減少が一挙に進み、ついに5割を割った。減少は6人以上の世帯でとくに激しく、なかでも6~7人家族の減少は70年代を上回った。その対局で、一世代世帯なかんずく1人世帯の絶対数およびウエイトの増加がみられる。離農率もこの間に高まっているから、動態的には、<三世帯世帯の二世帯世帯化、一世代世帯の離農を上回る二世帯世帯の一世代世帯化>といえよう。

つまり90年センサスを踏まえた「いえ」崩壊論は、このような90年代の事態の先取りだったといえる。しかし減少率は高まっているが、なお三世帯世帯が50%弱を占めるということは、むしろ「型」としての強靱性を示すものといえよう。

以上はあくまで全国平均であるが、「いえ」のあり方には地域差が大きい。その点をみた表3によると、95年では、①三世帯世帯が5割以上を占める東北・北陸・関東・東海の東日本、②4割前後の北海道および西日本、③2割台の南九州、沖縄とに分かれる。③では一世代世帯が3~4割にも達する。次に90年と比較すると、いずれの地域でも三世帯世帯の割合を概ね3ポイント程度づつ落としており、この地域差の平行移動現象に、先の傾向の地域普遍性をみることができる。

ところで農家の世代構成別の農家割合なかんずく三世帯世帯の割合が比較的安定的である理由の一つは、離農「農家」の構成に係わるといえる。すなわち表4によると、自給的農家の離農率が最も高く、かつ離農農家に占めるその割合は55%に達する。次いで「専従者のいない経営」の離農率が8.8%、割合が33%に達する。それに対して、比較的三世帯世帯が多いと思われる「専従者のいる農家」は、離農率も離農農家の割合も低い。つまり三世帯世帯＝「いえ」が崩壊した農家から離農していき、「農家が存続・継承されていく

限りにおいては直系家族の形態が続いていく」のである(4)。

なお、離農の地域性についてみると(表示は省略)、①専従者のいない経営の離農ウエイトが高い東北・北陸・北関東の東日本、②自給的農家の離農ウエイトが高い東山から四国に至る西日本、③男子専従者のいる経営の離農ウエイトが高い北海道・沖縄、④離農率では自給的農家や専従者のいない経営が高率だが、ウエイトでは男子専従者のいる農家の離農ウエイトがやや高い南関東と九州、の四つに分かれる。東日本、西日本といったところでは先の世代構成の地域分類とある程度重なりあっているのが注目される。

次に家族農業経営の核をなす家族協業のあり方についてみると(表5)、1970年代は、農業専従者による家族協業が成立しているとみられる「男女1人以上の専従経営」あるいは「男子2人以上の専従経営」(夫婦専業なり親子専業に比定される)の激しい崩壊をみた。また「専従女子のみの経営」の減少も激しかった。代わって「専従者なし経営」(なかならず男の補助者がいる経営あるいは補助者もない経営)が急増した。

それに対して80年代は「専従者なし経営」がマイナスに転じ、「高齢男子専従経営」と思われる経営(世帯主・あとつぎ専従以外の男子1人および2人以上専従)が、ウエイトは未だ小さいが反転増大していることが注目される。しかし家族協業経営の崩壊は前期よりはやや鈍化した。

90年代はどうか。93年の農業白書は、「60歳という区切りを、現在、人口曲線のピークを形成している昭和一けた世代が通過しつつあるため、これまで比較的安定していた60歳以上層の農業就業人口は、今後は次第に減少し、今後の農業就業人口全体の動向を大きく規定していくことになる」と考えられるとし、それまで鈍化していた農業就業人口の減少が、バブル崩壊後の不況期には増大していることを指摘した。このようななかで、夫婦協業経営の減少は鈍化した。男子専従者2人以上の経営の減少が強まり、また「専従者が女子だけで男の補助者のいない経営」あるいは「専従者がいなくて女の補助者だけの経営」といった主婦経営の減少も著しい。

3 家族農業経営論の課題

以上から、「いえ」の構成比の維持と家族協業の構成比の急落という鋭い対照性が指摘される。それについて、家族協業の崩壊が「農家としての実質を空っぽにしてしまう」という「**蛻農**」現象の指摘がなされている(5)。

このようなギャップは、表6の「いえのあとつぎ」における、「男のあとつぎがいる農家」は48%とほぼ三世代家族と同じ構成比を保っているが、「自家農業を主とするあとつぎ」は78年の9.2%から九五年の5.1%へと、ウエイトも小さく、かつ低下してきている点にも現われている。

「**蛻農**」論は、その原因を「労働力の自立化」にもとめる。要するに戦後民主主義のもとで「職業選択の自由」が与えられると、家父長が世帯員の就業決定権を有していた家父長制的直系家族制が崩壊し、家族協業も成立しなくなるという論理である。

しかしそこには二つの問題がある。第1は、そもそも戦後民主主義下の直系家族を、戦前の「家父長制的」家族と同列に扱うことができるかで、この点については後述する。第2は、職業選択の自由のもとで、なぜ「いえのあとつぎ」をはじめとする家族員が農業就業を選択しなくなるかである。その点こそが家族協業崩壊の真の原因であろう。それは端

的にいって職業選択の自由度の高い労働力ほど他産業就業を選択した方が経済的に有利だという農業経済の劣悪化にある。

「蛻農」論者の視野に、このような問題が入っていないわけでは決してない。にもかかわらずそこには、「家族協業の崩壊」を農家労働力の自由な就業選択の必然的な結果として描きだす論理が初めからインプットされており、その論理の延長上では家族協業の崩壊が日本の農家そのものの内在的必然として捉えられるのである。そしてそのような論理が、「マクロとしての農業構造をどうしていくべきかという視点よりも、ミクロとしての農業経営の育成強化に特に大きな焦点を当て、精力的に分析・検討を進めてきた」と自称する新政策の経営体論に足をすくわれるのである。

90年代には「いえ」と家族農業経営の危機は一段と深化した。そのことに目をつぶってひたすら「家族農業経営の擁護」を言うのはリアリティを欠くが、かといって「いえ」や家族農業経営、総じて農家が崩壊してしまったとすることは、いわんや「崩壊してしまったから別のものを」とすることは早計である。要するに「健在だから擁護する」のでもなければ、「崩壊しているから捨てる」のでもない。必要なことは、家族農業経営の崩壊の内外要因を比重正しく解明することであり、そこでなお家族農業経営が擁護するに足るのであるならば、その崩壊に抗する方途を明らかにし、家族農業経営に内在する弱点を克服し、支援策を明らかにすることである。

第2節 家族農業経営と資本主義

1 ヨーロッパの家族農業経営論

欧米においても家族農業 (family farm) の研究が再び台頭している。1966年に英語版がだされたチャヤノフの “The Theory of Peasant Economy” が、小農研究者として著名な T. Shanin の新たな序文付きでウイスコンシン大学出版局から1968年に再刊された。

チャヤノフの “family farm” は、「賃労働なしに家族だけで営まれる農場」という定義であるが、そのような定義を排しつつ、ヨーロッパにおける広範な文献および実証研究をコンパクトに集大成した、ロンドン大学ワイ・カレッジのガッソン等の “The Farm Family Business” が1993年に刊行された。以下ではたびたび同書を参照するが、同書は、CAP改革の目的の一つは「できる限り多くの農民を土地のうえに維持すること」というECマクシャーリー農業委員の発言の引用をもって始められている(6)。そもそも1958年EC農業委員会が「アメリカのそれをモデルとするような、広大な農業空間をもった、少数の農業者による農業は、わがヨーロッパの条件下では不可能であり、また望ましくもない。ヨーロッパの条件下では、家族農業経営こそが基礎的な単位であり続けるのである」と宣言したその立場は一貫しているのである(7)。

1993年にイギリスの家族農業経営協会 (旧小農業経営協会) の主催による「家族経営の危機」のシンポジウムがレディング大学の農業戦略センターで開かれ、その報告書が96年に同センターから出版されているが(8)、そのなかでワイ・カレッジのB・ヒルが、表7に基づいて、家族農業経営が概ね7割を占めることを指摘している。ここでの分類は次のとおりである。

「家族経営」一年労働単位の95%以上を非雇用労働力が占める経営

「中間経営」一同割合が50~95%の経営

「非家族経営」一同割合が50%未満の経営

雇用労働力には賃金支払いを受ける家族労働力も含まれる。ヒルは、「非家族経営」といっても大規模な雇用経営ではなく、賃金を支払われる家族労働力も含めて、平均して2.2年労働単位を、主としてパート形態で補助的に雇用する経営であるとしている。そのうえで彼が強調するのは、1980年代における家族経営の割合の安定性である (とはいえCAP改革後の90年代には安定性にかげりがみられるかもしれない)。そして特にイギリスは飛び抜けて非家族経営の比率が高い国だが、そのイギリスにおいてむしろ家族経営のウエイトが10ポイントも増え、その分だけ非家族経営のウエイトが下がっていることに注目している。

他方で表8にみるごとく、過去30年余の間のヨーロッパにおける農家戸数の減少と規模拡大は日本に比すればすさまじかった。フランスの場合、93年には80万戸、平均35ヘクタールとなっている。フランスのセルヴォランは、現在は76万の専業経営が世紀末には40万にも減ろうとしているとしている。イギリスにいたっては農家はたった24万戸に減った。

このようなドラスティックな構造変動を政策的に促進しつつ、同時に上記引用の方針に沿って「青天井」の規模拡大を政策的に抑制しつつ(9)、家族経営が大宗を占める農業構造をつくりだすもとでの家族農業経営論であることに注目する必要がある。

このようななかで最近注目されている一つの動向は、“Pluriactivity” (兼就業、多

面的活動)である。とくにフランスをはじめ西ヨーロッパでは、経営主の兼就業は減っているのに対し、妻のそれが拡大しているとされている(G-66頁、なお日本でも水稲単作大規模経営等でワンマン・ファーム化が進んでいる。機械化と地域労働市場への対応である)。先のセルヴォランによると、兼業経営に限らずリーダー的な青年農業者の間では「農村地域における就業と生活の確保の問題」に関心をもち「生産活動とサービスの統合を目指す新たなタイプの農村生活の構造化の兆し」がみられる(10)。

“Pluriactivity”の強調は、ガットUR、CAP改革を通じる農業生産所得の減少という厳しい農業情勢のなかで、新たな農村開発政策によって家族農業経営に兼就業(農場ビジネス)の機会を提供しつつ、それを積極的に位置付けることによって家族農業経営、農村社会、地域人口の維持を図ろうとするものだろう。

同じく家族経営と農村社会崩壊の危機に直面しながら、その危機に正面から立ち向かおうとするこのようなヨーロッパ農政と、家族経営を経営体なるものにすり替えることで危機を回避しようとする日本農政との違い、後者の国際的な異質性がそこにはある。そもそも成立したとしてもヨーロッパの平均規模の数分の一にしかない経営をもって、「家族経営」ならぬ「経営体」と呼ぶのは、ヨーロッパからみれば笑止の沙汰であろう。

2 家族農業経営の定義

「家族農業経営」(family farm)をめぐるさまざまな定義がある。資本制生産様式と区別される小経営的生産様式の定義としては、「賃労働ではなく家族労働に依拠する」ということになる。エンゲルス、レーニン、チャヤノフ等によって採用されてきた定義であり、表6のFADNでも用いられているもので、生産様式という世界史的なレベルでの概念規定に属する。

それに対しガッソン等は、“farm family business”(直訳すれば「農場家族事業」か)という理念型をもち、それを“farm business”(農場事業)と“farm family or household”(農場世帯)の「相互作用」という関係概念として把握しようとする。

その構成要素として次の六つがかかげられている。①事業所有権(business ownership)は事業主達(principals)の経営管理(managerial control)と結合している。②事業主達は血縁や結婚を通じて結びつく。③農場家族(事業主達を含む)は事業に資本を提供する。④事業主達を含む家族員は農場の仕事をする。⑤事業所有権と経営管理は時の経過とともに世代交替する。⑥家族は農場に住む。

以上のうち①②がコアとされ、それが家族労働の要素より重視され、それ以外のいくつかの要素が満たされないからといって、家族経営から排除されるわけではない。同時にあくまで「事業」だから、農業で生計を賄わなくなれば(自給、オールタナティブなライフスタイル、ホビーとしての農業、あるいは年金・社会的移転・投資所得への依存)、農場家族ではあっても“farm family business”ではないということになる(G267頁)。

この定義は、EC内でもっとも平均規模が大きく、かつ自作だけでなく小作のウエイトも相対的に高く、雇用依存度の高いイギリスの現実を踏まえながら、普遍性をねらった包括的で柔軟な規定になっている。

それに対し、梶井功は、レーニン「現代農業の資本主義的性格」では「『家族員の協業』

がなりたつかどうか、協業の最低単位として、二人の労働力を確保しているかどうか、農民的経営とプロレタリア的経営をわかつ重要な指標となっている」(11)とし、家族協業の成立を家族農業経営の要件として、それがみたされなければ家族農業経営は崩壊だ、としている。

その点については、ガッソン等は前述のように、機械化の進展、それによる労働の代替の進展に伴いワンマン・ファーム化はありうること(前述のように妻が兼職)としている。

ちなみに我々が92年9月に泊まったバーミンガム近郊アベレイ村のチャーチ・ファーム(旧教会領、実際にも教会前の農場)を経営するニース家は、世帯主50歳(当時)が先妻との息子26歳と農業していたが、2人の就農ではペイしなくなって息子はバーミンガムに転出し、ワンマン・ファーム化した。機械装備は100、90、80、30馬力のトラクター4台、300馬力のコンバイン1台である。過剰投資と思われるが、1人なのでアタッチメントの着脱にかかる時間がないというのが理由である。経営面積140ヘクタールからの農業所得よりも、妻38歳が経営するツイン5室の民宿収入(1人1泊10ポンドだから、満杯でも100ポンド)の方が多いⅡ兼農家である。なお同村は農家戸数20戸が70年以降は3戸に減り、農家住宅は通勤者の住宅に転じている。

ガッソン等の定義が“farm family”と“farm business”から構成されることの一つの含意が、このニース家にみられる。すなわち妻の民宿経営も、まさに農場資源を活用した“farm business”の一環なのである。この例には、ワンマン・ファーム化や“pluriactivity”がよくあらわれているが、その背景をなすのは、もちろん非農家出身の妻の能力発揮ということもあるが、より基本的にはEC共通農業政策の変更を通じる農産物価格の引き下げ政策であり、そこでの農業採算の悪化である。

以上要するに、家族農業経営の定義をめぐっては農民層分解論の階級層規定の見地にたつレーニンの規定と、ヨーロッパの現実からひきだした農場家族(農家)と農場事業の関係重視的な規定の二つの流れがあるといえる。この間の動態変化が農民層の両極分解よりも労働節約的な技術進歩にあったことを考慮して国際比較するうえでは、労働力指標にこだわらない帰納的定義の方が現実的といえる。

3 家族農業経営の強靱性

先のレーニンの規定は、農民層分解論を踏まえている。要するに定義にあたって問われているのは、家族農業経営と資本主義との関係である。

ここで「資本主義」とは、厳密には資本賃労働関係を軸とする生産様式をさすが、よりひろくは機械を軸に集積利益により労働生産性を追求する工業化社会のことをさしている。このような社会にとっては、非資本主義的な小経営的生産様式は前資本主義的な生産様式であり、いずれ自由競争のもとで両極分解していくというのがレーニン農民層分解論だった。

だが現実には家族農業経営は根強く残存して今日に至っている。イギリスでは18世紀末から19世紀なかばにかけて地主、借地農業資本家、農業労働者への3分割制度が支配的だったというのが通説だが(『資本論』の世界)、実際には当時の農業構造においても家族経営の継承・更新がみられた(中規模資本経営からの移行、小規模家族経営の継続、より小規模な新規参入により)。そして19世紀なかば以降、小作から自作へ、雇用労働から家族

労働への移行が生じている。自作割合は20世紀初頭には8分の1だったのが、1930年代までには3分の1に、そして今日では3分の2になっている。結果的に家族農業経営がもっとも強靱だった（G51～52頁）。そこには農民層分解の十全な作用をさまたげる条件の存在が示唆される。

その第1は、20世紀の独占資本主義段階という客観的条件である。すなわち農民層分解がスムーズに進むためには、農業ではペイしなくなった労働力や資本が農外に自由に移動しうる経済的条件が必要である。そのためには農家労働力が自由に移動できる労働市場の展開と、農外投資が可能な最低必要資本量の農業内蓄積が必要だが、20世紀の独占資本の成立とともに労働市場も資本も独占資本と中小零細企業との間に階層分裂し、そのような条件は著しく狭められてくるからである（12）。

第2は、農民層分解の作用に抗する家族経営の「強靱さ」という主体的条件である。

強靱さの第1は、農業という産業には、資本制的な雇用労働よりも家族労働の方が適しているという点である。セルヴォランは「農業労働は、生命ある有機体に働きかけることから、技術の進歩にもかかわらず（あるいは、おそらく技術進歩の故に）、偶然に左右され、多くの気配りと精密な注意力、恒常的な監視、不測の事態（気候の不順、病気など）にたいする迅速な対応能力を要する複雑微妙な労働であったし、今日もそうである。この種の労働が、賃金労働の形では行なわれがたいことは明らかだろう」としている（13）。またガッソン等も先の定義に「農場に住むこと」を入れたことの原因として「家畜の監視、嵐、火事、洪水、病気、伝染病等へのすみやかな対応」が農業ではとりわけ必要なことをあげている（G23、243頁）。

要するに生命を育む愛情ある目配りと機敏な判断、果敢な対応に尽きる。

強靱さの第2は、その伸縮性（flexibility）である。ガッソン等は家族関係と事業目的・活動を編み合わせることがこのような弾力性、粘り、永続性を与えるとしている。その基礎は、第1に事業所有権と経営管理の結合であり、第2に事業主達が血縁・婚姻関係で結ばれていること、要するに彼女等の定義そのものに含まれる条件である（G243頁）。

このような伸縮性の核をなすのは、労働力供給の伸縮性であろう。すなわち家族はピンチの時には臨時就業し、過剰の時には遊休化できるプールの役割を果たし、また価格・所得の低下に対しても生活水準や自家労働評価の切り下げで対応しうる。これは契約によって勤務する雇用労働力、少なくとも利子率以上の利潤率を確保することが存立条件となる資本制企業との相違点として、つとにマルクス等が指摘した点である。

以上のうち、第1の強靱性が家族労働の長所を踏まえた積極的強靱性（資本制企業経営に対する優位性）とすれば、第2のそれは消極的強靱性（労働・生活条件の下方伸縮的な耐性）である。

4 家族農業経営の変容

しかしこれらの積極的・消極的強靱性はあくまで相対的なものである。ガッソン等も言うように「強靱性は同時に弱みでもある」。

すなわち第1の家族労働の優位性にしても、確かに階級階層意識が強く、労働者は契約時間内に命じられた職務のみをこなすヨーロッパ社会によくあてはまるかも知れないが、日本のように企業内に疑似共同体がもちこまれ、相対的にフラットな関係のなかで労働者

が「自発性」を発揮してしまう社会にあっては、雇用労働力が家族労働力並みの特性を発揮しうる可能性がある。それはヨーロッパでも程度の差だろう。かくして農業における家族労働の賃労働に対する絶対的優位性を言うことは困難である。

第2の労働・生活条件の下方伸縮性にしても、程度の問題である。農業の所得や生活水準が他と比べて耐えがたいほど下がるようなら、この強靱性も限界にぶつかる。

先の農民層分解の作用をさまたげる客観条件との関わりでは、20世紀の家族農業経営は農業内滞留の様相を強める。しかし第2の主体的条件との関わりでは、農業内滞留にも限度があり、一定限界を越えて条件悪化すれば、離農か、離農に至らなくても家族農業経営の労働配分の変更を引き起こす。とりわけ農業保護政策が後退・撤退するもとではそうである。どちらかといえばフランスでは「離農」が、日本では「変容」が激しかった。

あたかも現段階には農民層分解が作用しないかのような理論モデルを想定した、ひいきの引き倒しともいうべき家族農業経営擁護論はわれわれの採るところではない。

現実の家族農業経営は絶えざる分解圧力にさらされている。そこでの強靱性の発揮にも限度があり、離農や変容はさげえない。そのような離農や変容を、それを強めている条件の分析抜き一面的に強調する家族農業経営崩壊論もまたわれわれの採るところではない。

内部的にも家族農業経営の強みは同時に弱みでもある。その内在的な弱みを克服し、家族農業経営の本来的な強みが発揮される条件を明確にすることが、今日の家族農業経営論に求められる課題である。

以上の整理を踏まえて、次に日本の農家、家族農業経営に触れてみたい。

第3節 日本の「いえ」と家族農業経営

1 現代直系家族制

前述のように農家世帯では三世代以上が50%強を占めている。「直系家族の制度においては、世帯の構造があらゆる場合に三つの世代を含むというわけではない。…アンシャン・レジーム下の典型的な死亡率と出生率を条件としてコンピューターによるシミュレーションを行なったところ、三世代世帯の割合は任意のある時点において3分の1を超えることはない、との結果が出ている」(14)ことと対比すれば、50%強という割合はかなり高率といえる。

直系家族制（ここでは世代構成の実態と規範意識の両方を含めて「制度」「制」とする）を戦前の家父長制的な家制度における「家」とイコールに捉える見解が多い。家父長制的家制度の原型は、戸主が世帯員の就業・結婚決定権から収入の統括、財産処分権までを一手ににぎり、かつ家督相続制度を随伴する。このような制度は戦後憲法・民法により否定された。とはいえ家族が主として男の血統により継続する直系家族制は父の権威的支配を伴いやすいわけで、戦後にもそのような傾向はもちこされた。しかしそれは先の法的変更と高度成長期を通じる就業選択機会の飛躍的拡大を通じて実態的にも否定されていったといえる。

このような家父長制の崩壊にもかかわらず直系家族制は継続し、その比率はむしろ戦前より高まっている。このような戦後民主主義と両立している実態として直系家族制を「現代直系家族制」と呼び、その特殊歴史的形態をはぎとった直系家族を「いえ」と呼びたい(15)。

先の家父長制論者の論理からすれば、それは過渡的な存在で、いずれ「近代的」核家族等に移行していくはずであり、80、90年代がまさにその時期だということになるが、現実に起こっているのは、ぎりぎり三世代世帯を維持するか、それとも家族そのものの崩壊かであり、新たな世帯モデルへの移行ではない。

このように日本の農家と直系家族制・「いえ」とは分かちがたく結びついている。

2 直系家族制の起源

筆者はかつて直系家族制の起源を灌漑湛水農業と結びつけて、したがってそのような農業形態に特有の家族形態とした(16)。

フランスのトッドは「家族制度と農地制度はともにヨーロッパの歴史の古い基層をなす」「人類学的基底」だとして、そのヨーロッパにおける歴史的分布を調べ、①「二世代の成人の同居」による親子間の権威主義と遺産相続の非平等を伴う「完全直系家族」は、ヨーロッパにおいてもゲルマン民族、北部スカンディナヴィア、ケルト（大ブリテン島西側周縁部、アイルランド周縁部）などの民族的分布をし、そのほかフランスの南3分の1、スペイン・ポルトガル北部側等において支配的である。②「絶対核家族」（核世帯で非平等的相続慣行）は、イングランド、スコットランド東部、デンマーク、ノルウェー南東部、オランダ西部・東部などで支配的で、③「平等主義家族」（相続は平等）はフランス北部、イタリア北西部、イタリア南部、スペイン、ポルトガル等のローマ・ラテン文化圏で支配的だとした(17)。

そして「直系家族制の地域はすべて自作農地域でもある。とはいえ自作農地域がすべて直系家族地域であるわけではない」「絶対核家族は、平等主義的核家族と同様に、大規模経営とも極めて両立可能であり、この組み合わせはイングランドにみられる」としている。この限りでは家族制度から農地制度を説明するようにもみえるが（家族制度史観）、彼は「制度がいつどのように始まり樹立されたかという問題は、本書の対象とするところではない」とし、家族制度と農地制度の重なりには例外も多く、両者はそれぞれ「別の変数」だとしている(18)。

この家族制度と農地制度を長期的に不変の制度として捉え、その相関をヨーロッパ規模で実証するトッドの研究は極めて魅力的であり、直系家族制を日本に特有の形態とし、それを灌漑湛水農業に結びつけた筆者の見解は限定的なものにとどまる。

しかし日本に限っていえば、水田と直系家族制（一子相続）、畑と核家族制（均分的相続）の相関が高いことに変わりない。一方での水田という人間の歴大な過去労働の蓄積物、その高い土地生産力、農繁期の多数労働力の必要性。家族がこのような水田圃場を耕作・維持・継承するには世代間の協業と一括承継が必要だった。家族協業なかんづく世代間協業はたしかに「いえ」の原型を構成する。

他方で日本の畑の多くは焼き畑、切り替え畑に起源をもち、過去労働の産物というよりもたんなる裸地であり、土地生産力も格段に低く、裸の労働を投下する圃場単位も、水田のような「反」ではなく、「畝」（鹿児島）、「坪」（沖縄）と小さく、規模の経済も大きくは働かないため、子供が結婚するごとにその生活維持のために順次土地は分割されていく（均分相続）。日本の畑作農業がこのような伝来的形態を脱したのは歴史的にはごく最近のことであり、それまではこのような論理が支配していた。

このような耕作形態、農業生産力、過去労働の蓄積様式と、家族形態との間には一定の相関があるというのが筆者の仮説である。その点では同じ畑作農業、同じ地位の土地生産力といっても、日本の伝来的畑作と、「4~8頭の連畜による大型有輪犁」（加用信文『日本農法論』）を家族間協業（共同体労働）でこなした西欧三圃式農業との間には大きな違いがあるはずである。このようなヨーロッパ畑作農業内部での直系家族と核家族の分岐要因の解明のうえに、アジア・日本におけるそれとの比較がなされるべきであろう。これは文化人類学や民俗学との学際的研究なしには不可能だろう。

3 「いえ」継続の論理

直系家族制の原型の構成要素の一つである世代間協業の崩壊は、指摘されるように著しい。しかし世代間協業が崩壊したあとも直系家族制・「いえ」継続している。とすればそれを支えるのは何か。

ありうる説明は、農地所有の単位としての「いえ」（家産共同体論）、あるいは先祖を祭る祭祀共同体としての「いえ」である。

確かに「いえのあとつぎ」が特定され、そのあとつぎは無償で家業のために働き、その結果として無償で農地を一括継承するというかたちで、「いえ」と「いえ」的農地所有権一体のものである(19)。しかしそれはあくまでも「いえのあとつぎ」が家業を継承するのが前提のはずであり、だとすれば「いえのあとつぎ」も兼業化し、果ては家業にたずさわらなくなって、就業形態面であとつぎ以外の子弟と同質になり、さらには家産としての農

地を貸し付けてしまうようになれば、農地の分割相続の要求が起こるようになり、「いえ」的農地所有は崩壊し、「いえ」も崩壊するはずである。

しかし筆者の酒田市での農家調査（1993年8月）によれば、多数の農家が、このような事態になっても分割要求は起こらないだろうとしている。その主たる理由は「親の扶養と位牌の管理」である。そのための財政基盤としての「いえ」的農地所有が残り、それに支えられて「いえ」が継続するというわけである。そして現実に行っている分割要求は、ことごとく開発・都市化に伴う農地の転用売却を契機としてである。これは酒田市に限らず都市近郊地帯における農地の分割相続化の論理をよく説明している(20)。そしてまた「農地を（非農地）として売った以上はその分け前をよこせ」という論理は、「農地が農地である以上は分割要求はしない」という論理と裏腹のように思われる。

このように今のところ、家族協業が消滅し、さらには農業自体が消滅しても、「農地所有、親の扶養、先祖の祭祀（位牌）」の権利・義務関係としての「いえ」と「いえ」的農地所有は継続することになる。

しかしこのような権利・義務関係がことさらに直系家族という家族形態をとらねばならない必然性は、必ずしも強くはないように思われる。それこそ下部構造（生産関係としての「いえ」）と上部構想（制度・規範・イデオロギーとしての「いえ」）のギャップからくる過度的形態かも知れない。

そこで注目されるのは、先の「農地である以上は分割要求しない」という一種の暗黙の規範である。そこにあるのは農地としての自作可能性である。今日、家族協業も解体され、「専従者なし経営」が3分の2をも占めるような極度に追い詰められた形態であれ、そこで三世代家族のこまぎれ労働力をかきあつめてなんとか自家農業を維持していることが、「いえ」と「いえ」的農地所有存続の土台ではないだろうか。

4 「いえのあとつぎ」の意識

筆者の静岡県袋井市山梨地区（農地流動化率は5割に達する）の調査（1993年8月）で強く感じたのは、30代、40代の「いえのあとつぎ」層のなかには、「農業は父親の職業」と割り切っている者が多いことである。親が農業できる間はやらせておくが、できなくなったら離農という意向である。彼らは水田に入ったこともなければ、「圃場」という言葉さえ知らない。

そこでは高齢世帯主達はほぼ70歳前後で自家飯米的な30アール程度を残して農地を貸し付け、70代後半に至って、その30アールをあとつぎ（既に50歳前後に達している）に譲るか、貸し付ける。前者なら定年後農業承継、後者なら完全離農、農家の消滅である。

これはやや極端な事例であるが、全国的な動向をみれば、先の表5によれば、95年の15歳以上在宅あとつぎ予定者の56%は自家農業に従事している。就業あとつぎだけをみれば、その63%は何らかの農業従事をしている。

農水省が93年8月に「主として他産業に従事している45歳未満の同居あとつぎ予定者」に対して行なった調査結果は表9のごとくで、概ね7割が「家の農業を継続する」意向である。何らかの形で農業継続する意向の者を100とすると、「定年後には家の農業を行ないたい」47%、「農作業委託等により家の農業は続けたい」39%、「勤務等をやめて家の農業を行ないたい」14%である。作目的には、稲作はそれが可能であることもあり農作業

委託への依存が大きい、野菜、果樹、施設園芸と集約化するほど「勤務をやめて」の割合が増える。

また農水省が92年9月、「農業あとつぎがない農家」の「150日以上農業就業する65歳以上の世帯主」に対して行なった調査によると（表10）、「あとつぎ予定者」がいる農家が78%、そのうち「農業を継がせようと思っている」が45%、「決めかねている」が31%、「継がせようと思っていない」が24%である。作目別には兼業対応できる稲作は継がせやすく、専門的な野菜・果樹は継がせにくい。

このようにサラリーマンあとつぎの「家の農業の継続意向」、高齢農業専門世帯主の「いえのあとつぎ」確保率ともかなり高い。しかし前者については「農作業委託依存」は貸し付けに近い意識かも知れないし、また後者についても「決めかねている」のウエイトがかなり高い。また以上はいずれも93年末のガット新ラウンドの政府「決着」前の意向調査である点も注意を要する。

5 農家女性の位置

次に日本の「いえ」における女性の位置の問題(21)を、イギリスと対比する形でみたい。まず ガッソン等の研究（G第6章）によってイギリスの状況についてみる。

(1) イギリスの農家女性

彼女らは農業者の配偶者の役割を“family business”への貢献として幅広く捉えようとしている態度がまず注目される。

すなわち①手仕事(manual work)、②事務、経営管理、意思決定、③その他（民宿などの農場資源の活用、雇われ兼業等）、④世帯再生産（子育て、家事、健康管理、肉体的・精神的サポート、世論への働きかけ）である。

①については、西ヨーロッパ12か国の調査（Arkleton Trust、1990年）では妻の76%が従事している。FBS（Farm Business Survey）や農業センサスでは27~28%におちるが、これは恒常的従事者のみの数字である。

②については“Farmers Weekly”の調査（イギリス、1091人、89年）では、電話や訪問客への対応（90%が従事）、用足し（72%）、農場事業の検討（70%）、農場事務（67%）、雇用者の扱い（27%）である。意思決定という点では毎日の技術的なそれへの関与は少なく長期戦略の検討への参加が主である。

そしてイギリスの恒常的労働力の労働時間に占める農場女性の割合は、①で5%、①②合わせて9~10%と推計されている。

しかしガッソン等は、以上の①~④の分類は人為的なものであり、「農業女性の仕事の本質は、農場事業に関わる諸個人、諸活動をまとめる（integrate）することにある」とする。すなわち「彼女等は、約束をとりつけ、伝言を受け、対話し、家族内あるいは従業員との緊張を緩和し、恒常的働き手が休んだ時の代わりをし、農繁期や緊急時に臨時に手伝い、整頓し、機械部品を集め、絶えず事業に潤滑油をさす」コーディネーター役である。

以上を踏まえて、農場女性の役割タイプを「女性農業者」（woman farmer、夫・父等のパートナー、独身農業者）、「勤労農場主婦」（working farmwife、家事よりも農場肉体的労働従事が多い）、「農場家庭主婦」（farm housewife、主として家庭内の仕事に従事す

るが、臨時の仕事や秘書の役割は果たす) 三つに分けている。

妻のほぼ半分は法的なパートナーあるいは家族企業の役員 (director) である。

妻への報酬支払いは表11のようである。3分の2は一応何らかの支払いを受けており、最も一般的なのは利潤分配だが、ほとんどがコマーシャルベースの賃金を受け取っていない。3分の1は無報酬だが、彼女達ほど長時間労働している。ウェールズでは半分、アイルランドでは77%が無報酬である。

妻の農場への労働投入は大規模農場よりも小規模農場でより重要であり、妻の記帳や会計の仕事は農場のサバイバルにとって一層重要になり、かつ農業のイメージ改善や魅力のアピールでは妻の機会が多くなり、社会的なつきあいにおける妻の役割が高まるだろうとしている。

ガッソン等は、妻の貢献が過小評価されていることを一貫して強調しているが、立法措置により女性に法的・経済的地位を付与すること (例えば賃金支払い、結婚財産など) が必ずしも最も効果的な解決方法ではなく、態度や慣習の変化が必要とみている。また公的レベルでは、国勢調査に“farmer's wife”を職業項目に入れること、農業センサスに「農場主の配偶者」「パートナー」「役員」の範疇を加えること、センサスやFBSが妻が農場に投入している事務・管理労働時間に関するデータを手(肉体)労働時間についてと同様に追跡することを勧めている。

以上、日本と農場規模の相違など大きな違いはあるにしても、おかれた状況や問題意識は日本の場合と実によく似ているといえる(22)。

(2) 日本の果樹農家の女性

宇和青果農協の婦人園芸同志会のリーダー的なメンバー二名(吉田町、宇和島市)に対する聞き取り調査結果(93年8月)を簡単に紹介する。調査農家のプロフィールは表12のとおりである。

①属性

農家の選定は農協に依頼したが、我々の注文は「姑」「嫁」の立場半々。結果的に50代5名、40代7名となった。全員が世帯主の妻=主婦の座にある。40代は1人をのぞき姑がいる。主婦が50代の農家では世代構成は分散するが、40代では三世代世帯に集中する。経営面積はほぼ2~4ヘクタールで、世帯主夫婦は臨時的な兼業への従事が若干あるものの、夫婦専従とみてよい。世帯主夫婦専従経営が主流だが、親世代も70歳前後まではみかん山にのぼる。東北から報告されるような二世代夫婦専従経営の形はない。あまりに集約的なハウスみかんへの取り組みは、3戸とこの地域では少ない。

結婚年齢は1名が25歳だが、他は20歳前後と若い。2名を除き農外就業の経験がある。育児期間の10年前後の過ごし方は、50歳前後を境に変る。すなわち50歳以上は農業した。50歳未満は、みかん山にのぼるのはさしひかえさせてもらい、家事育児に専念か軽い兼業に出る(23)。その点からも先のように二世代夫婦専従にはならない。

②農作業

農業機械は全員が操作できる。しかし危険な草刈機・チェーンソーを使わないのが2名、機械は意識的に使わないようにしているのが1名。きつい作業としては全員が夏の防除(暑い最中に、防除着を来て坂道をのぼり、農薬をかぶる)をあげ、そのほか3名が草刈

り。草刈機は石をはねたり、足を怪我したり危険である。労働競合は、家事・育児・役職との間で、介護というのではない。介護の必要のある人には、果樹同志会等の役職は努まらないのかも知れない。

③農業経営への関わり方

50代は4名が「対等のパートナー」、1名が「パートナーだが夫がリーダーシップ」としている。40代は「たんなる労働者」（「親が若いのでおまかせ」、本人は真珠養殖手伝い）が1名、「相談を受ける」が1名、「相談を受ける」とパートナーの間というものが2名、パートナーが3名と分かれる。40代でも後2者で5名を占め、「たんなる労働力としてみかん山にいくくらいなら農業はしない」と意識は高い。

④社会的関心

「同志会はどんな活動に力をいれるべきか」に対しては、「女性にも営農指導を」が全体で9（うち40代が6、以下全て同様の表示とする）、「検診などの健康管理」6(4)、「農業情勢の学習」5(5)、「家計簿など生活管理」5(4)、「婦人の地位向上」5(2)、「介護など福祉活動」3(2)などがみられる。50代は営農指導や婦人の地位向上などに関心が強く、40代は営農指導、農業情勢の学習、生活管理など「学ぶ」要求が強い。

「農村女性として最も望むこと」としては、「農業後継者対策」「農休日」「意識変革」「労働軽減」が各5、「農業技術研修」4、「自由時間」3などである。同志会に対する思いよりは大幅薄れる印象である。農休日については、ある地区（旧村）では第2日曜に設定したりしているが守られない。しかし若い人は休んでいるという。

⑤権利意識

「いへの農業に尽くしてきた者として農地名義にあずかるべきと思うか」について、a「嫁にも寄与分を認め農地名義をもたせるべき」、b「夫婦で築いた財産は共有名義に」が各2名で全員が50代。c「農地名義はいらない」が6名のうち5名が40代（そのほか40代には「名義はあってもよいが現状で問題ない」「考えたことない」が各1名）。姑と嫁の立場による意識の差、より正確には意識表出の差が明確に現われている。

一括相続については、「家産だから仕方ない」8、「経営分割をさけるのに必要」3、「働く者が名義をもつべき」2（ただし家産との重複回答1、「だが勝手に処分すべきでない」のコメント付き1）。相続に当たっての他の子弟への配慮としては、男の子には宅地の手当て、女の子には嫁入り支度が多い。

⑥生活

住居は世代間で敷地内別棟6、同一階同居、別階同居が各2（そのほか夫婦だけの世帯が2件）で、どちらかといえば（父）母、夫婦、子供がそれぞれ別棟に住む形が主流である。しかし風呂が別は1件のみ、食卓を別にするのが2件（作るのは一緒）で、別棟に住んで風呂・飯は一緒という生活パターンのようなものである。

「いへのサイフは世代間で分けている」というのは1件のみで、食費をあとつぎ世代が負担している。その他は全員が「いへのサイフは分けずに共通」であり、妻の管理が6件、世帯主の管理が2件である。農協営農口座名義は全員が世帯主であり、妻が農協に口座をもつのが10名である。妻の口座は実質的にあまり使われていないのが多いが、たとえば⑨家では、みかんの販売代金が当座預金口座に入り、そこから妻の口座に25万円づつ振込まれ、そこから家計費が支出される。

⑦年金と老後

農業者年金への加入については、50代は、家付きの1名を除き全員が「(希望者は)加入できるように」「農地名義をもって加入したい」「(そもそも)農地名義を認めないのはおかしい」という意見である。40代は「入りたいが掛け金が高い」「国民年金だけでは不安で何らかの年金が欲しい」が各1名で、それも含め明確な意思はない。

「老後の備え」としては、「みどり年金に加入」全員で6(うち40代5)、「その他の年金加入」3(1)、「子供が扶養してくれるから心配ない」「積み立てている」各1(1)であり、ここでも農地名義問題と反応は等しい。なお吉田町は「全国農協みどり国民年金基金」(91年に国民年金を補完するものとして発足した国民年金基金の一種で、いわゆる「みどり年金」)加入者が全国的にもトップクラスである。

⑧農家生活上の問題

「農業の将来が不安」9(うち40代5)、「あとつぎ確保難」4(1)、「農業労働や家事がきつい」4(3)、「親の介護」3(1)、「老後の不安」3(2)、「労働時間のけじめがない」2(2)などである。

「三世代同居についてどう思うか」については、「住まいは分けた方がよい」4(2)、「若い間は別居がよい」3(2)、「食事は別がよい」2(2)、「結構」1(1)である(重複回答は整理した)。風呂は別は1名のみ、食事は別は4名(2名は50代で別居と重複)。つまりほぼ今日の生活スタイルの延長が考えられている。

⑨農業あとつぎ

既に農業している2名を除きいずれも不透明だが、「農業しない」はゼロである。

⑩まとめ

世帯主夫婦専従経営ということで、女性のパートナー意識は高い。農地所有名義や農業者年金加入という権利面については、姑の立場を確保した50代は権利意識を堂々と口にするが、嫁の立場の40代は、問題を意識すること自体を意識的に避けている節がある。それが農家の賢い嫁ということかもしれない。またみかん山は耕作あつての土地、あくまで農業生産手段としての土地という意識が強く、家産としての土地所有の独立性は乏しい。そのことが「敢えて口にださなくても」という意識を支えている面もある。

生活面では子育て期にみかん山にのぼらせるのは避ける傾向がでており、また世代間の敷地内・別棟同居の形態が選択されている。農村生活は変りつつある。しかし専門的農家ということもあり、いえのサイフは一つで変らない。

50代はあとつぎ問題、婦人の権利、営農指導等に強い関心があり、40代は営農・農業情勢・生活管理などに強い学習意欲を示している。

以上から、家庭的な問題のすくないリーダー層のみを調査対象としたこともあるが、農家女性の主体形成は大きく前進しているといえる。

しかし遠隔農業地帯ということもあり、あとつぎの多くは他出しており、農業あとつぎとしての復帰可能性は不透明であり、老後の心配はある。社会的に進出したくても介護と農作業と家事の谷間に沈んでいる女性も多かろう。このような様々な地域(土地の商品化の進んだ地域とそうでない地域)、専兼別(とくに兼業農家主婦には以上のような専門農家とは大きく異なった状況・問題があろう)、作目別、階層別、家族構成別における農家女性のかかえる問題を明らかにし、社会的課題として開放することが家族農業経営論の課

題である。

第4節 「いえ」の内部変革の課題

先に述べたように、「いえ」の崩壊・解体が別の安定的な家族形態を生み出す確実な保障はなく、むしろ家族そのものの崩壊を招きかねない。とすれば現実的な課題は、「いえ」や家族農業経営を解体に追い込む外部条件の除去とともに、その内的欠陥を克服し、さらには家族協業上の脆弱性を外的に補完していくことだろう。ここでは前者について簡単にみたい。

第1に、「いえ」と「いえ」的農地所有における女性（配偶者）の権利の問題がある(24)。男子直系家族制としての「いえ」の最大の難点はジェンダー問題であり、「いえ」は矛盾の統合体である。そこで女性を家族経営のパートナー（共同経営者）として位置づけ、そのための教育・学習の機会を増やし、少なくとも夫婦が共同で築いた資産の共同管理・処分権を認めるべきだろう。

フランスでは1804年のナポレオン法典においては、夫は自分の固有財産と夫婦の共通財産（主として婚姻後に有償取得した財産）の管理権と処分権、妻の固有財産の管理権まで与えられ、妻は自分の固有財産の処分権しか与えられなかったが、長い改革の歴史を経て、1985年に共通財産の管理・処分権を夫婦のそれぞれに対等に付与し、固有財産の管理権を夫婦のそれぞれに認めるに至った(25)。

イギリスでも、農場事業に顕著な貢献をしたと主張できる妻は、離婚に際して事業資産の分け前に対する権利をもつ。その点を高く評価しつつも、このような「結婚財産」(marital property)は「双刃の剣」だとガッソン等は言う。なぜならそのことが嫁をパートナーにすることを躊躇させる要因になっているからである。そこから前述のように立法措置が全てではないという彼女等の判断がでてくる。

現実「いえ」が動揺しているもとの、農家女性の悩みは老後の保障である。「いえ」のために尽くしたのに、最後は扶養してもらえないかもしれないという懸念である。農家女性が兼業にでるのは、賃金よりも厚生年金の魅力があるからだという説もある。

このようなもとの、対等のパートナーとしての地位を社会的に認知し、経営継承や農業者年金加入の権利を実質的に保障し(26)、独立に老後を保障することが第一歩である。

第2は、収入配分のけじめ、労働配分のけじめ、世代交替のけじめ、財産配分のけじめをつけることである。ヨーロッパでも「妻が賃金を期待したら家族農場は滅びる」という抵抗感があるそうだが(G181頁)、あとつぎや妻に対して定収の機会を与えることが必要である。

労働時間については、農水省が農業に150日以上従事の65歳未満の農業婦人に対して行なったアンケート(92年9月)の「農業への改良意見」(複数意見)では、「農作業を休む日を増やしたい」が第2位34%を占めるが、40歳未満では50%、40代では39%ととくに高い。専門的農家や毎日の仕事がある畜産農家等が農休日をとれるためには、ヨーロッパ的な「農業代行サービス」制度、いわゆるヘルパー制の公的確立が必要になる。

世代交替のけじめについては、制度的には農業者年金制度があるが、そこでのサラリーマン後継者等への使用貸借権による経営移譲等で実態的な世代交替が担保されているとは言いきれない。何をもって世代交替とするかが問題であるが、結論的にいって「いえのサイフの交替」であり、その象徴は当座借り越し可能な「農協営農口座」の実質的変更(名

義、印鑑、実質的引き出し権)にあるようである。適齢期における「サイフの移譲」が大切である(27)。

財産配分のけじめについては、農地一括相続の代償として「扶養と位牌」があった。その他「実家への帰省」だとか「実家からの農産物」も、あるいは形を変えた代償関係かもしれない、それを無視してはバランスはとれないことの自覚が必要である。特に農地を転用売却した場合の処置は慎重を期す必要がある。以上は相続に伴う農地分割の防止策だが、今後は価値観や利害の多様化に伴って均分的相続要求が強まりうることを前提として、経営分割防止の制度的手立てを講じることも必要になる(後述)。

第3は、異世代間の共同生活には「同居のマナー」が必要である。筆者は「家族とは屋根と飯と風呂をともにすること」と定義してきたが、先の愛媛の事例では「敷地内別棟同居」形態が一般化しつつあるようである。それが「いえ」にとって安定的か否かの検証にはなお時日を要するが、要は「同居のマナー」すなわちプライバシーの尊重に工夫をこらすことである。

第4は、このような「いえの内部変革」と並行して「むら社会の内部変革」を図ることである。「むら」の会合には夫婦同伴出席を義務づけた集落もあったが、さらには農業委員等への登用も工夫すべきである。

以上のような「いえの内部変革」の追求にあたっては、①青色申告、②扶養・掃除・食事の支度・後片付け等の家事分担を含む家族経営協定(28)、③法人化、は一つの手段になりうる。しかしそれはあくまで外的な「手段」であって、大切なことは内部変革と社会的規範の形成であろう。

フランスにおいては各種の農業法人制度が設けられているが、最も一般的なG A E C (共同経営農業集団)は「父親一息子1人」型が主流で、世代間協業を通じる後継者の自立とスムーズな経営移譲がめざされている。夫婦のみのG A E Cは認められていないが、85年に創出されたE A R L (有限責任農業経営)による夫婦共同経営も可能になった。また分割相続した農地等を出資して共同で管理するG F A (農業土地集団)は、そこから農業経営後継者が一括賃借することにより経営分割と土地負担を回避できる方式である(29)。それは先のトッドの「平等主義核家族」形態が支配するフランス中核農業地域における、家族農業維持のための法人化といえる。逆にイギリスのような「絶対核家族」が支配するところでは、農企業体の成立はあっても、相続財産の再統合化に対する問題意識は必ずしも強くない。

このように家族・相続形態と法人化とは密接に関連している。その点で、フランスが均分相続のもとでの「家族農業経営の維持、存続のための法人化」をめざしているのに対し、日本は「家族農業経営に代わる法人化」をめざしているという基本的な違いがある。

最後に、本章では、現段階の日本の家族農業経営の特徴の一つを、農業専従労働力による家族協業の崩壊化と「いえ」の存続の極端な跛行性に求めた。そして、このような跛行性を成立させている条件を、総体として兼業化した三世帯世帯のこまぎれ労働力をかきあつめての自家農業継続の一縷の可能性に求めた。しかしそれさえも困難な状況が広がっている。そこで求められるのは地域集団的な支援体制の構築である。生産組織、地域営農集団、集落営農、市町村公社等さまざまな試みが中山間地域をはじめなされている。次章でその点に若干触れるが、残された課題としたい(30)。

注(1)新農政推進研究会編『新政策 そこが知りたい』大成出版社、1992年、87～88頁。
以下、新政策については主として同書による。

(2)農林漁業基本問題調査事務局監修『農業の基本問題と基本対策 解説版』農林統計協会、1960年、176～177頁。

(3)田畑保「日本の家族農業経営の現状と課題」農業・農協問題研究所『農業・農協問題研究』13号、1994年、I、10頁。

(4)同上、26頁。

(5)『梶井功著作集第三巻 小企業農の存立条件』筑波書房、1987年、306頁。

(6)R. Gasson and A. Errington (1993) "The Farm Family Business" CABINTERNATIONAL, .

以下、煩雑になるので同書からの引用箇所は本文中に(G頁数)のかたちで示す。

(7)原田純孝「ヨーロッパの農業構造・農村政策といまわが国にもとめられているもの」『土地と農業』26号、1996年、29頁。本論文は、EUおよびフランスの制度展開を包括的にわかりやすく紹介している。

(8)Edited by S P Carrunhers & F A Miller (1996) "Crisis on the family farm : ethics or economics?" Centre for Agricultural Strategy, .

(9)原田、前掲論文、22頁。

(10)クロード・セルヴォラン、是永東彦訳『現代フランス農業』農政研究センター、1992年、237頁。

(11)梶井、前掲書、217頁。

(12)井野隆一・田代洋一『農業問題入門』大月書店、1992年、18頁。

(13)セルヴォラン、前掲訳書、35頁。

(14)E・トッド、石崎晴己訳『新ヨーロッパ大全 I』藤原書店、1992年、44頁。

(15)井野・田代、前掲書、第6章1。このような「イデオロギーとしての家族制度」と「実態としての家族形態」を区別する必要は、例えば明治民法前の東北地方等にみられた「姉家督」慣行の存在などにも明らかである(前田卓『女が家を継ぐとき』関西大学出版部、1992年)。逆に家父長制下の農民家族にも「たがいにもつみあうところの横の協同関係が存在する」とする川島武宣氏の言葉がある種の権威をもってよく引用されるが、これまた農村を知らない者のイデオロギーと実態の混同である。

(16)井野・田代、前掲著、184頁。

(17)E・トッド、前掲訳書、第1章。

(18)同上、第2章。

(19)井野・田代、前掲著、185頁。

(20)安藤光義『日本の農業189 現代の農地相続問題』農政調査委員会、1994年。

(21)問題の包括的考察については、大木れい子「家族農業経営における女性の位置」農業・農協問題研究所、前掲誌、Ⅲを参照のこと。

(22)田代洋一『農地政策と地域』日本経済評論社、1993年、163頁。

(23)大木、前掲論文、59頁も同様の傾向を指摘している。

(24)女性の権利問題等をわかりやすくまとめたものとして、中村広次『農山漁村女性の地位向上をバックアップする家族協定・年金・相続・ヘルパー制度入門』農山漁村生活改

善研究会、1993年、富岡恵美子・中村広次『農山漁村女性の法律相談Q&A基礎編』農山漁家生活改善研究会、1995年。

(25)津守英夫「フランスの家族農業経営」、農業・農協問題研究所、前掲誌、Ⅱによる。なお原田、前掲論文も参照。

(26)1995年の法改正により、積年の課題であった女性の農業者年金への加入の道が、家族経営協定により配偶者の経営方針の決定への関与あるいは損益の帰属で経営者としての要件をみたす等により開かれた。しかし、面積要件や掛け金が夫婦で倍になるなど、厳しい農業情勢のもとで実質的な加入は危ぶまれる。

(27)田代、前掲書、157頁。

(28)家族経営協定については、中村、前掲書、三澤鈴子「家事労働も文書に含めた家族経営協定」農山漁村女性・生活活動支援協会『生活研究』86号、1997年。

(29)フランスの農業法人については、津守および原田の前掲論文に詳しい。

(30)佐藤了「家族農業経営と地域的支援」『農業問題研究』第37号、1993年、田畑、前掲論文、田代、前掲書、第7章等を取りあえず参照されたい。

表1 世帯構造別世帯数割合

(単位：%)

	単 独 世 帯	核家族世帯				3世代 世帯	その他 の世帯	
		総 数	夫 婦 の み の 世 帯	夫婦と 未婚の 子のみ	片親と 未婚の 子のみ			
雇 用 者 世 帯	1972	22.5	62.3	11.0	46.6	4.7	10.1	5.1
	1975	19.3	64.7	11.6	48.7	4.4	11.3	4.7
	1980	17.2	67.0	11.8	50.6	4.5	11.6	4.3
	1985	18.0	66.8	12.1	49.6	5.0	11.1	4.1
	1991	19.1	65.7	13.2	46.7	5.8	10.8	4.4
	1995	18.8	65.7	14.8	44.9	6.0	10.4	5.1
農 耕 世 帯	1972	1.4	34.8	5.8	26.0	3.0	51.4	12.4
	1975	1.3	33.4	6.8	24.3	2.3	52.8	12.5
	1980	1.5	32.4	8.8	21.7	1.9	54.8	11.3
	1985	2.0	32.4	11.0	19.0	2.4	53.8	11.8
	1991	3.0	31.9	12.6	16.9	2.4	52.5	12.6
	1995	3.2	34.6	15.3	16.6	2.7	48.6	13.6

注 厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査報告」(1985年まで)および同「国民生活基礎調査報告」(1991年以降)。

表2 世帯員数農家数(全国, 総農家)

(単位: 1,000戸, %)

		総 数	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人 以 上	構 成 比		
											1~2 人	3~4 人	5人 以 上
実 数	1970年	5,402	111	426	629	999	1,188	1,072	618	359	537	1,628	3,237
	80	4,661	108	564	696	836	927	889	461	180	672	1,532	2,457
	90	3,835	99	594	607	583	642	737	430	149	693	1,184	1,958
	95	3,444	104	594	561	536	554	617	357	121	698	1,097	1,650
	1970	100.0	2.1	7.9	11.6	18.5	22.0	19.8	11.4	6.6	10.0	30.1	59.9
80	100.0	2.3	12.1	14.9	17.9	19.9	19.1	9.9	3.9	14.4	32.8	52.7	
90	100.0	2.6	15.5	15.7	15.2	16.7	19.2	11.2	3.9	18.1	30.9	51.1	
95	100.0	3.0	17.2	16.3	15.3	16.1	17.9	10.4	3.5	20.3	31.9	47.9	
増 減 率	70~80	△ 13.7	△ 2.7	32.4	10.7	△ 16.3	△ 22.0	△ 17.1	△ 25.4	△ 49.9	25.1	△ 5.9	△ 24.1
	80~90	△ 17.7	△ 8.3	5.3	△ 13.6	△ 30.3	△ 30.7	△ 17.1	△ 6.7	△ 17.2	3.1	△ 22.7	△ 17.2
	90~95	△ 10.2	5.1	—	△ 7.6	△ 8.1	△ 13.7	△ 16.1	△ 17.0	△ 18.8	0.7	△ 7.3	△ 15.7

注 農林業センサスによる。

表3 農業地域別にみた世帯員数別の農家構成

(単位：%)

	1990年			1995年		
	1~2人	3~4人	5人以上	1~2人	3~4人	5人以上
全 国	18.1	30.9	51.0	20.3	31.9	47.8
北海道	24.8	31.8	43.4	26.6	33.1	40.3
東 北	12.8	29.7	57.5	14.6	30.9	54.5
北 陸	13.3	29.7	57.0	15.3	30.6	54.1
北関東	12.6	29.9	57.5	14.5	31.0	54.5
南関東	11.3	30.6	58.1	13.5	32.5	54.0
東 山	20.1	34.0	45.9	22.9	34.9	42.2
東 海	12.5	28.8	58.7	14.2	30.2	55.6
近 畿	16.4	31.3	52.3	18.6	32.4	49.0
山 陰	20.5	30.4	49.1	22.5	31.3	46.2
山 陽	29.0	31.4	39.6	31.6	32.3	36.1
四 国	25.0	32.1	42.9	27.6	33.1	39.3
北九州	18.9	31.9	49.2	21.6	32.4	46.0
南九州	39.8	33.6	26.6	43.4	32.8	23.8
沖 縄	30.2	34.7	35.1	34.9	35.9	29.2

注 農林業センサスによる。

表4 離農率, 離農農家割合

農家区分	1990~95年		85~90年	
	離農率	離農農家割合	離農率	離農農家割合
専従者あり	4.1	12.0	4.2	12.9
男女の専従者がいる	3.1	5.4		
男子専従者2人以上	1.6	0.5		
男子専従者1人	3.4	4.9		
専従者は男子だけ	5.8	3.9		
専従者は女子だけ	5.0	2.7	5.0	3.3
専従者なし	8.8	33.2	9.2	31.8
男子の準専従者がいる	6.1	9.4		
女子の準専従者だけ	8.3	3.6		
準専従者もいない	11.2	20.2		
自給的農家	28.1	54.9	30.8	55.3
計	11.5	100.0	12.0	100.0

注1. 離農率は85(90)年の農家数に対する離農世帯の割合で、新設農家を差し引かない粗離農率である。

2. 農林業センサスの構造動態統計による。

表5 農業労働力保有状態別農家数（全国，総農家）（単位：1,000戸，%）

	専従者なし	専従者なし		専従者は女子だけ		世帯主あるいはあとつぎ専従		その他の男子 1人専従	男子専従2人以上		
		補助者なし	女の補助者だけ	男の補助者だけ	男の補助者がいる	男の補助者がいない	女の専従者がいない		女の専従者1人以上	世帯主とあとつぎ専従	その他
実数	1970年	1,146	504	625	301	533	431	1,356	67	338	89
	80	1,472	433	926	200	246	324	768	74	165	52
	90	1,370	271	824	118	152	262	583	93	101	61
	95	1,278	214	781	95	120		540	284	131	
構成比	1970	21.2	9.3	11.6	5.6	9.9	8.0	25.1	1.2	6.3	1.6
	80	31.6	9.3	19.9	4.3	5.3	7.0	16.5	1.6	3.5	1.1
	90	35.7	7.1	21.5	3.1	4.0	6.8	15.2	2.4	2.6	1.6
	95	37.1	6.2	22.7	2.8	3.5		15.7	8.2	3.8	
増減率	70~80	28.4	△14.1	48.2	△33.6	△53.8	△24.8	△43.4	10.4	△51.2	△41.6
	80~90	△6.9	△37.4	△11.0	△41.0	△38.2	△19.1	△24.1	25.9	△38.8	17.3
	90~95	△6.7	△21.0	△5.2	△19.5	△21.1		△7.4	△20.0	△19.1	

- 注1. 95年は定義が若干異なる。
 2. 95年の「男子専従者2人以上」の「その他」の数字は、「世帯主あるいはあとつぎ専従」の「女の専従者がいない」と合算したものである。
 3. 農林業センサスによる。

表6 あとつぎの有無・就業状態別農家数（全国，総農家）（単位：1,000戸，%）

	総数	16歳以上の男があとつぎがいる					16歳以上の女のあとつぎがいる	16歳以上の男があとつぎがいない	
		計	農業が主	他産業が主	他産業のみ	非就業			
実数	1978年	4,786	2,501	438	1,735		328	2,284	
	81	4,615	2,348	374	1,232	445	297	2,265	
	86	4,331	2,110	286	1,130	443	251	272	1,949
	91	3,789	1,793	207	971	410	205	237	1,758
構成比	1978	100.0	52.4	9.2	36.3		6.9	47.7	
	81	100.0	50.8	8.1	26.7	9.6	6.4	49.1	
	86	100.0	48.7	6.6	26.1	10.2	5.8	6.3	45.0
	91	100.0	47.0	5.5	25.6	10.5	5.4	6.3	46.4
構成比	95	100.0	48.1	5.1	25.4	10.9	6.7	6.8	45.1

- 注1. 95年は「15歳以上」である。
 2. 95年は農林業センサス，その他は農業調査による。

表7 構成員別にみた農業経営の割合 (1981, 89年)

加盟国		家族経営	中間経営	非家族経営	合計
10カ国	1981	74.9	19.9	5.2	100.0
12カ国	1989	70.4	22.9	6.8	100.0
ベルギー	1981	83.4	15.0	1.6	100.0
	1989	80.5	16.5	3.0	100.0
デンマーク	1981	66.6	24.8	8.6	100.0
	1989	69.6	22.7	7.7	100.0
西独	1981	71.3	23.9	4.8	100.0
	1989	67.7	27.9	4.4	100.0
ギリシア	1981	78.7	20.2	1.1	100.0
	1989	73.0	24.9	2.1	100.0
スペイン	1989	63.3	20.1	16.5	100.0
フランス	1981	76.1	19.5	4.4	100.0
	1989	78.9	17.0	4.1	100.0
アイルランド	1981	84.1	13.3	2.6	100.0
	1989	83.3	14.2	2.5	100.0
イタリア	1981	80.0	17.0	3.0	100.0
	1989	79.0	18.2	2.9	100.0
ルクセンブルグ	1981	94.1	4.8	1.1	100.0
	1989	87.9	10.6	1.6	100.0
オランダ	1981	68.4	23.4	8.2	100.0
	1989	62.0	27.4	10.6	100.0
ポルトガル	1989	49.5	41.4	9.1	100.0
連合王国	1981	31.8	33.9	34.3	100.0
	1989	41.4	35.1	23.6	100.0

注1. 農業経営の定義は本文による。

2. EC農業統計ネットワーク (FADN) による。

表8 ヨーロッパ諸国の農家数 (1ha以上) の推移

(単位: 万戸)

	フランス	イタリア	デンマーク	西ドイツ	オランダ	イギリス (UK)
1960年	177	276	19	139	23	44
70	142	217	14	108	16	31
80	114	219 ¹⁾	12	80	13	25
85	98	189	9	72	12	24
92	93 ²⁾	174 ²⁾	7	58 ³⁾	11 ⁴⁾	24

注 1) 77年の数値。2) 89年の数値。3) 統合後の全独の数値。4) 93年の数値。

表9 他産業従事あかつぎの意向（経営主位部門別，1993年）

（単位：％）

	計	稲作	野菜類	果樹	施設園芸
農業の担い手が働けなくなったら、勤務などをやめて家の農業を行いたい	10.0	7.3	15.7	18.1	19.8
定年退職後には、家の農業を行いたい	34.0	33.6	37.9	34.5	32.7
農作業委託などにより、家の農業は続けて行きたい	28.3	32.7	17.4	18.1	19.8
将来は、家の農業をやめようと思っている	13.5	12.0	14.5	16.4	12.9
その他	13.4	13.6	13.2	11.6	13.9
無回答	0.9	0.8	1.3	1.3	1.0

注1. 農家の同居あかつぎ予定者のうち、主として他産業に従事している45歳未満の者についてのアンケート調査。

2. 農水省統計情報部「農家のあかつぎ予定者の就農意向調査結果概要」（1993年12月）による。

表10 家としてのあかつぎ予定者の農業継承意向（経営主位部門別，1993年）

	計	稲作	野菜	果樹
農業を継がせようと思っている	35.3	41.6	25.7	24.4
農業を継がせるか決めていない	24.3	23.5	28.7	23.4
農業を継がせようと思っていない	18.5	17.2	16.1	24.4
あかつぎ予定者がいない	20.6	16.1	28.7	27.9
無回答	1.2	1.6	0.9	—

注1. 「主として農業に従事しているあかつぎのいない」農家で年間150日以上農業に従事した65歳以上の世帯主に対するアンケート調査。

2. 農水省統計情報部「平成4年度農業高齢者に関する意向調査結果の概要」（1993年3月）による。

表 11 妻の仕事への支払方法 (1990・UK) (%)

	利潤	貸 金 謝 金	臨時収入 現物支給	なし	計
北部・スコットランド	36	14	19	31	100
東部	32	22	13	33	100
西部	49	12	12	27	100
ウェールズ	37	4	11	48	100
アイルランド	11	2	10	77	100

注 1. G 174 ページから引用。

2. 原資料は, Gasson 1990, *Irish Farmer's Journal 1990 survey*.

表 12 調査農家の概要 (愛媛県吉田町, 宇和島市, 1993 年 8 月)

農家番号	経営地規模 (a)	世代数	世帯員数 (人)	父	世帯員の年齢 (数字) と就業形態 (下記) A…農業のみ B…農業が主 C…他産業が主 D…他産業常勤					
					母	世帯主	妻	あとつぎ	嫁	他出者など
1	400	4	8		84 非	54 B 議員	52 A	32 A	30 A	
2	270	1	2			56 A	52 A			長男 2 D, 青果連(厚木市)
3	226	3	4		81 非	52 B 庭師	51 A	25 D 農協		
4	380	1	2			52 A	51 A	次男 25 A		長男 27 D, 教員(松山市)
5	302	4	6		74 非 (病)	52 A	50 A	29 D 建設 会社	27 非 (育児)	
6	335	3	5	71 非	76 非	53 A	49 A			長男 26 D リース会社(大阪市) (既婚)
7	270	3	6		70 公民館 管理人	43 B 土建	43 A			長男 19, 試験場(長崎県)
8	330	3	6	66 A	68 A	47 a	47 A			長男 20, 鉄工所(松山市)
9	187	3	5	76 A		48 A	45 A			長男 20, 高知大学
10	220	3	6		71 A	46 A	41 A			(長男 17, 高橋)
11	321	3	7	65 非 (病)	63 A	43 A	40 A			中国研修生 30
12	270	3	8	66 A	62 A	44 A	40 B 真珠 業者			(長男 17, 高橋)

第二論文 構造政策の課題

第1節 農地政策と構造政策

1 農地政策と構造政策

構造政策は農業基本法によって登場するが、その本格化は総合農政期以降、なかんずく1970年農地法改正を通じて「借地による流動化の促進に重点を移す」(1)ようになってからである。農地が前節にみたような「いえ」の家産としての性格を強くもつ日本においては、農地売買の政策的促進には抵抗があるが、家産を減らすわけではない貸付については政策的プッシュの可能性があるからである。こうして1972年には、農地局が構造改善局に組織替えされ、構造政策の体制が整う。このように構造政策は農地政策から枝分かれしないし模様替えされたわけだが、もとより両者はそれぞれ独自の領域をもちつつも、切っても切れない関係にある。

第1に、農地政策による農地の総量確保が、構造政策の土俵をつくるからである。具体的には第3章第4節で考察した、農地権利取得制限と農地転用規制の問題である。これにより農地の利用主体の特定と利用範囲の確定がなされる。

日本でもよく紹介されるように、フランスでは農地の先買権を付与されたS A F E R（サフェール、土地整備農村建設会社）の活動により、農地政策と構造政策が堅く結合している。すなわち農地が構造政策上好ましくない相手に売り渡される可能性がある場合にはS A F E Rは先買権を行使して自ら買い取り、それを中間的に保有したのち、構造政策の目的にそって売り渡す。こうして優良農地が確保されると同時に、流動化が方向づけられる(1)。

日本においては、前述のように所有権レベルの流動化への政策的介入が忌避される傾向があるうえ、「先買権の制度自体が発達していない」(2)ので、このような一体化が不可能だった。それ故にこそ、構造政策と農地政策との結合が強く意識されるべきである。

第2に、これまでの農業関係法は（山振法を除き）、ことごとく「土地の農業上の効率的な利用」（農地法）、「土地の農業上の利用の増進」（農用地利用増進法）をうたってきた。農業基本法において、「農業総生産の増大」や「生産性の向上」が目的にかかげられるなかで、農業はあくまで食料生産機能を担い、農地はそのための生産手段（生産財）機能を担うものとされた。

このような生産財としての農地の有効利用の観点は、カロリー自給率が40%前後にまで落ち込んだ今日、依然として強調されるべき観点である。

他方で、農業基本法は、その前文において、農業が「国土の保全」に果たしてきた役割を指摘しながらも、それを政策に生かすことはなかった。しかるに今日では農林業・農林地がもつ国土・環境・景観・生物・地域社会の保全機能が決定的に強調されるようになってきている。それに対応して農地政策においても、環境財あるいは公共財としての農地の位置付け、確保、有効利用が新たな課題となり、構造政策においてもこのような機能の担い手が問題になる。

このように構造政策といっても、その基礎としての農地政策に絶えず立ち戻って両者の関係に留意する必要がある。

2 農地流動化政策の課題

構造政策の目的は一口に言えば、零細農耕制の改善だが、そのためには農地流動化の他にも、望ましい担い手経営の育成、家族経営の近代化、およびそれらを促進するための諸政策が含まれるが、以下ではそのうち流動化政策に焦点をあてる。

流動化政策の課題を分解すると、①どれだけの農地を動かすのか、②誰に動かすのか、③どのように動かすのか、④誰が動かすのか、の4局面がある。

政策は端的に①を重視する。しかし各種の流動化政策が用意されたにもかかわらず、①をストレートにねらった政策は決め手を欠いているのが現実である。むしろ農地流動化の可否は②③④の条件整備にかかっているとよい。

しかるにまさにその点で、現地にはある種の混乱があるようにみうけられる。例えば、②については、「集落営農」的な動きと個別の規模拡大の追求との関係、ひいては「むら」と農家との関係が整理されていない。③については賃貸借と作業受委託との関係があいまいであり、また地価・地代下落への対応が必要である。④については農業委員会、行政、農協、市町村農業公社などがそれぞれに流動化を追求したのでは力の分散になる。

そこで本章では、②の担い手問題、③の農地管理問題、④の流動化の推進体制の問題に絞って検討したい。

第2節 日本農業の担い手像

1 集落営農と個別経営

日本の農業・農政においては、「集落」を基盤にした地域集団的な取り組みと個別経営の展開とが絶えず交錯してきた。

市場経済国である日本において、今日まで前者がひとつの底流をなしてきた背景には、分散錯綜する圃場形態と水の共同利用という日本水田農業の特質がある。そこでの地力維持は集団的にしか追求できず、そのため「むら」は地力維持の範囲としての「領土」をもち、領土に対する耕作強制を働かせ、あたかも一つの土地経営体であるかのようにふるまってきた。

このような関係を踏まえて、日本の農政は伝統的に「むら」とそれに立脚する農業団体を農政の浸透経路としてきた。日本の農政がはじめて行政村を捉えたときとされる農山漁村経済更生運動においても（第3章第2節を参照）、農家小組合が基礎団体とされ、その産業組合への繋がりが重視された。戦時体制下においては、農事実行組合の法人化による農業会への参加が追求され、戦後の農協法制定過程において、日本側は、農事実行組合の生産協同組合化をねらった。この案はGHQの反対で実現しなかったものの、戦前からの地域全戸参加を引き継いだ戦後農協は、その後も一貫して「地域ぐるみ」の取り組みを追求することになる。

農業基本法は「自立経営の育成」を核としつつも、他方では「協業の助長」を唱った。自立経営育成政策の挫折後の総合農政や地域農政は、より積極的に集団的対応、生産組織化の道を追求した。農業基本法の自立経営路線に距離をおいていた農協は、68年には営農団地構想をうちだし、その後も地域営農集団などの地域ぐるみ方式を追求し、農政路線と

の距離を縮めた。

このような「地域ぐるみ」の取り組みを決定的ならしめたのは生産調整である。生産調整政策は、その遂行を「むら」の土地利用調整機能に依存し、とくに水田利用再編対策では集団転作の促進にあたって「むら」への期待を高め、時を追って責任の比重を農協に移していった。

さらに農用地利用増進事業、農用地利用増進法では、当初は「集落による農地の自主管理」が構想され、その一部は「農用地利用改善団体」として具体化された。加えて水田営農活性化対策等では、「地域営農加算金」を個別にではなく、集落等に配分することにより、財政面からも集落による農業機械の共同購入・利用を助長した。さらに1996年からの新生産調整政策においては、農協が行なう「とも補償」に対する助成を強化して、「地域ぐるみ」の取り組みを一層強め、1998年からの「新たな米政策」でも、農家にも抛出させる「全国とも補償」制度において、地域集団加入促進加算は全額政府負担で行うこととしている（第2章第4節を参照）。

このような農政による上からの地域・「むら」の位置付けに対して、下（地域）からも「地域」の位置付けが求められるようになった。1970年代からのいわゆる「地域農業論」の展開である（第3章第2節）。それは、戦後自作農が高度成長の過程で自己完結性を失い、外部依存性を強めざるをえなくなった状況への対応といえよう。すなわち個別農家レベルでは自己完結性を失いつつあった経営諸要素を、「むら」のレベルで再確保しようとする動きの表現だったといえる。この頃からたんなる集団栽培を越える生産組織化、地域営農集団等の地域農業への集団的対応の動きが強まることになる。

このような動きを、意識的に「むら」単位で追求しようとしたのが、いわゆる「集落営農」路線である。それは歴史的に「いえ」よりも「むら」が強く、また個別の担い手が欠如しがちな西日本の県や地域から提起され、やがて東日本にも普遍化していった。

先取りをして言えば、1990年代に入り、いよいよ家族農業経営の崩壊現象が強まるなかで、「むら」の範囲でも確保できなくなった農業生産諸要素を、自治体の範囲で再確保しようとするのが、「市町村農業公社」の動きとも言えよう。

このような「集団」重視の流れに対して、国が1992年の新政策において、突如として、あたかも農業基本法へ先祖返りしたかのごとくに、「経営体」という「個」の育成を再強調するに及んで、地域に一種のとまどいが生じるようになった。集落営農路線を追求してきた県のなかには、個別経営育成との2本立てへの切り替えを余儀なくされているところもある。

「集団」と「個」とは、もちろん対立する面がある。例えば、①高齢化した農家も、集団的な支えがあれば機械作業はそれに委託し、管理作業は自家ですることによって「自作」形態を維持することができ、その限りで農地貸し付けを遅らせる。あるいは集団の存在や意向が個別経営の自由な展開を阻害するケースもありうる。逆に、②零細農家がひしめき集落営農的な対応が模索されている地域に、外部から虫食いのように個別農家による借地拡大が入ってきたりすると、地域の資源管理を攪乱したり、圃場分散から「荒らし作り」をまねかかねない。

しかし個別経営の担い手が集落営農を自らの規模拡大の障害に感じるとしても、地域の意向を無視して農地集積を果たせるわけではない。他方で、集落営農を組織しえたとして

も後述するようにいつまで永続できるかは不明であり、個別の担い手農家の存在が欠かせない。さらには集落営農さえ組織できない担い手不在地域が多いことも看過しえない。

だから可能性としての「集団と個との対立」を強調することはあまり現実的とはいえない。その際に留意すべきは、一口に「集落営農」と自称・他称されるものの内容の多様性である。

その一つの理念型は、集落に現に残された常勤兼業、自営兼業、高齢者、婦人等の「こまぎれ的」な労働力をかきあつめて、集落の全戸が何らかのかたちで農作業に参加する「地域ぐるみ」方式で、転作も含めて集落の水稻作を維持していくものだろう。そのなかには高齢者や婦人の知恵と経験を活かして転作特産物を定着させつつ、都市との交流等の事業にまで発展している事例もある。しかしこのような「むらぐるみ」的な取り組みの多くは、地域・「むら」社会の維持が本命である場合が多く、そこでの集落営農の追求は農業政策というよりは地域政策の色彩が強い。

その対極に位置するのは、「集落営農」の名のもとに、実態的には組織内の少数農家への作業委託賃貸借が広範に進んでいる事例であり、特に東日本に多い。また前述の「地域ぐるみ」の対応が、時を経るにつれて少数請負型に再編されていく事例もある(2)。

このような両極のなかで今日もっとも多いのはその中間形態、すなわち集落内の兼業青壮年労働力をかきあつめて、それぞれの勤務形態等に応じてオペレーター集団として組織して基幹的機械作業を担わせ、その他の作業は家に残っている労働力が担当する形態である。「ぐるみ」までとはいかないが、「組織内受委託」といえるほどオペレーターが少数固定化していわけでなく、それぞれの直系家族のライフサイクルに応じた互助組織(生活共同体の一部)に近い。

さらには、集落での生産調整等の話し合いを集落営農と称している場合もある。「集落の農地はなるべく集落内へ」といった申し合わせなどもその一つであり、先の組織内集積が追求されている場合には、それは集落内への農地の囲い込み効果をもつ。

言い換えれば、集団と個の関係は、「対立」、「棲み分け」、「補完」、「代替」といった様々な局面をもっており、いずれの局面が前面にでるかは、それぞれの地域がおかれた状況なканずく担い手農業の賦存状況とリーダーの存否・資質によって異なるといえる。

かくして問題は、そのような多様な地域農業の展開方向を、経営体育成あるいは集落営農の、あれかこれかといった一元論で割り切ろうとすること自体にあるといえる。地域農業を誰が、どのように担っていくかは、地域の現実に即応して、地域自らが選択していく問題なのである。

その際に次の3点に留意する必要がある。第1は、「集落営農」の名称で追求されているものの真の目的なり実体を明らかにすることであり(農業維持なのか、農地保全なのか、むら社会維持なのか)、それに即して地域農業のあり方を考える必要があるからである。

第2に、とくに「地域ぐるみ」の「集落営農」がいつまで継続しうるのか、世代継承が可能なのかの見極めが肝要である。滋賀県で集落営農を自らリーダーとして実践しつつ、農業改良普及員として観察してきた上田栄一氏は、「集落営農では『仲良しクラブ』といった運営で、『平等主義が原則』の上に成立します。しかしそのままの考えでは、おそらく『10年持ったら上出来』と思えます」としている(5)。10年か否かは別として、集落営農は、今日の現実対応としてリアリティをもつとしても、有効な世代承継システムがない限

り、将来ともリアルであるとは必ずしも言えない。

第3に、「集落営農」を、以上のような形態の如何を問わず、日々の集団的な営農実践を通じて「将来の集落農業の担い手」を模索していく「運動」として捉える視点が必要である。そのことは後述する「認定農業者」の認定方法に関わる。

2 日本農業の担い手像

「担い手」という言葉は、個人主義が発達した英語圏では適切な対応語をみいだせない(6)。おそらくドイツ語の「トレーガー」を輸入したものであり、「生産力担当層」といった意味合いで用いられた。しかし今日つかわれている含意は、自分あるいは一家の身過ぎ世過ぎを越える、もう少し広い「社会的な何か」を担うという意味であろう。

その「社会的な何か」とは、今日の農村社会ひいては日本社会がおかれた状況によって実に多様なはずだが、一口でいえば、農業の生産機能と国土・環境保全機能、農地の生産財としての機能と環境財としての機能の担い手ということになる。

ここで一つの論点は、小経営必ずしも環境保全的とはいえず、むしろ効率的大規模経営の方が環境財の担い手たりえるという議論である。確かに農業の環境に対する負荷を軽減することが課題であるヨーロッパ畑作農業にあっては、粗放化がその一つの方向となり、粗放化に耐えうる大規模経営がその担い手とされよう。しかるに日本の水田農業、傾斜地農業にあっては、外圃ともいふべき畦畔や水路まで含めた集約的管理が必要であり、野放図な規模拡大や粗放化（その極限としての耕作放棄）は環境破壊につながる。

かくして日本の農村では、農業の使用収益の全域をカバーする農業経営の担い手を核にしつつも、農作業の担い手（土日曜や朝晩ならオペレーター等を務められる）、地域資源管理の担い手（水管理や畦草刈りなどの手作業ならできる）、農村社会の担い手（生まれ在所に生き抜く）など多様な担い手が必要とされている(7)。さらには環境財の担い手としては耕作農家に限らず、広範な市民まで入り得るだろうし、第3章第4節で触れた「農地耕作者主義」は、農地の環境財としての側面もを踏まえて今日的に拡張される必要がある。

それはさておき先の「集落営農」も、多様な担い手がそれぞれの持ち味を発揮する場を設定することにより、地域社会を維持する一つの方途ともいえる。日本の構造政策は、日本農業の零細性を意識するあまり、ヨーロッパ畑作農業における農場の集中統合としての構造政策を直輸入しすぎたきらいがある。「むら」を基盤にした日本の零細農耕制においては、ヨーロッパ流の「規模の経済」の追求と同時に、それが展開する「場の経済」の追求が大切である。

次に、地域農業の将来を基軸的に担う農業経営の担い手像を明確にする必要がある。

前章第1節でみたように、新政策は「家族というまとまりではなく、個人を単位として捉え」た「経営体という新しい概念」をもちだした。稲作の個別経営体は現在の技術水準では、単作で10~20ヘクタール規模、複合経営で5~10ヘクタールとし、認定農業者制度等を通じてその育成を図ろうとしている。しかしそこには、いくつかの基本的な問題がある。

第1に、「個」の視点にたち、「農家」概念を否定する新政策の建前やその具体化としての認定農業者制度の問題点については前章第1節で触れたが、認定農家に自家労働評価

を聞くと、「夫婦で何万円」という回答が多い。つまり「認定農業者」よりは「認定農家」、せめて「認定農業者夫婦（パートナーシップ）」というのが現実により即しているといえる（とはいえ以下では半公式語としての「認定農業者」を用いる）。

第2に、水田農業の場合は、規模拡大が一定規模を越えると水稲単作化傾向が強まる。現在の技術水準ではその分岐点はほぼ10ヘクタール前後であり、それ以下では認定農業者も水稲複合経営が主流だが、10ヘクタールを越えると、ある規模までは単作化志向が強まり、転作も重荷に感じるようになり、生産力の低い水田を借りて割当面積をこなしたり、場合によっては消極的になる。前述の新政策が育成目標とした稲単作の10～20ヘクタール規模層とはまさにそのような単作志向・転作忌避層にあたる可能性が強いのは、一種の政策不整合性といえる。

稲作の生産調整が半ば恒久化し、他方で稲作の不安定性が高まるなかで、家族労働力なかんずく経営主夫婦の農業内就業の場を確保し、地域における転作を前向きに推進するには、10ヘクタール程度までの複合経営を農業経営の担い手像の中核とすべきではないか。

また果樹作では、嫁が子育て期の時は「みかん山に登らせない」という慣行が成立している（前章第3節）。ここでは経営者夫婦プラス後継者で無理なく耕作できる経営規模が目標になろう。

3 認定農業者制度の課題

認定農業者の認定方式にも先の集団性と個の追求の反映が見られる。

すなわち第1は、制度のマニュアル通りに行政が認定する方式である。実際には農業者が自発的に申請する「手上げ」方式に改められ、また認定にあたっては農業委員会等の関与があるが、「行政による上からの認定」の基本は変わらない。この方法には市町村基本構想に沿った認定がなされるという形式整合性はあるが、難点も多い。

その第1は、行政と個人との関係が、「社会」（コミュニティ、ソサエティ）を媒介にせず、「公（お上）」と「私」との直接的関係になりがちな日本社会にあっては、行政行為にはその見返りとして「補償」や「メリット」が要求されることになり、その結果、補償あるいはメリットがあるから行政に従う、なければ従わないという関係になりがちである。つまり責任は全て行政に帰し、そこで行政が実利による誘導でその責任を果たそうとすると、「手段」としての「メリット」が、自己目的化されかねない。

認定農業者制度では、長期低利大口のスーパーL資金、運転資金としてのスーパーS資金が最大のメリットとされているが、そもそも資金需要のない者にはメリットたりえず、また資金需要がある場合にも、地域の資金枠が小さかったり、経営改善計画の認定は受けても農林公庫審査が通らなかったり、担保不足等で実際には資金を借りられなかったりで、「だまされた」、「何のメリットもない」と思う認定農業者もいる。

第2に、経営のあり方は経営自らが試行錯誤していくのが基本であり、行政が個別経営という私経済の内容にどこまで踏み込むべきかは意見の分かれるところである。そして行政による上からの認定は一種の選別政策という批判を免れない。

第3に、行政が計画要件をみたすものとして認定した者が、地域から見て望ましい経営とは必ずしも言えないケースもありうる。とくに「作る自由」と「売る自由」の前宣伝が

強かった食糧法下では、規模拡大農家は、借地拡大に伴って転作が増えることをきらい、また個別に米の有利販売を追求することになる。認定農業者制度の本来の目的が彼らへの農地集積にあるとすれば、このような地域からの離反は致命的である。

以上に対して第2の方式は、集落の農家組合長や、地域の農家に精通している農協の営農指導員や農協支所長等の推薦に基づいて認定が行なわれる方式である（例えば新潟県神林村、山形県酒田市、秋田県平鹿町、岩手県花巻市など）。もちろん行政のルートにのせるには第1の方式と同じ手続きをとることになるが、その前段として「地域による下からの推薦・認定」がある点が異なる。

北海道では、ほとんどの農家が認定農業者に該当するため、認定農業者として特定されるメリットはない。そこで彼らはスーパーL資金等の必要が生じた時や道農業開発公社から農地を買ったり借りたりする場合に、その制度要件を整えるために初めて認定を受ける。北海道では、農地移動にあたっては、町内会や農事実行組合を通じた農地保有合理化事業の介入率が高いが、これまた結果的に町内会や農事実行組合を通じる認定方式ともいえる。

このような方式の問題点としては、第1に革新力に富んだ経営や農協離れしている農家がいわゆる「一匹狼」扱いされかねない。第2に、地域・集落といっても、それ自体が実態として存在するわけではなく、現実には農家組合長など個人による推薦となり、必ずしも地域の総意を反映したものにならない可能性もある。また総兼業地帯の持ち回りの農家組合長には推薦する権威と見識が認められないかもしれないし、前述の集落営農方式をとっているところでは、制度自体が地域の意に反するものとして見送られるかも知れない。

しかしながら、このような点に留意しながら「地域による下から認定方式」が実質化していけば、認定農業者が困難にぶつかった時にも地域の支援を得られるし、また制度本来の目的たる農地集積についても地域農家の理解と協力を得やすくなるといえる。さらにこの方式は、とくに担い手不足等により地域農業が崩壊しかねない地域にあっては、地域自らが「地域農業の後継者」「集落農業の将来の担い手」を特定し確保していく「運動」として、先の集落営農と個別経営の展開を媒介しうる可能性を内包しているとえる。

このように「行政による上からの認定」を「地域による下からの認定」の運動に切り替えていった場合、当然に担い手農家としても「行政や農協に言われたから」ではなく「自らの問題」として取り組む必要がでてくる。そのためには自らを自主的に組織化し、自主（相互）研修や地域における担い手農家の意向の結集の場にしていく必要がある（例えば山形県羽黒町ファーマーズ・フォーラム、酒田市の地区認定農業者会議）。

このような農業経営の担い手層の自主的な組織化がすすめば、それは地域における農業利害の結集にもつながっていくだろう。新たな農業保護政策は、そのような純農業利害の結集とその政治的主張を抜きにしては成立しえない。

第3節 作業受委託と賃貸借

1 作業受委託の展開と賃貸借への移行

作業受委託は、機械の償却費負担の軽減のためや、特に若い体力のある農業者の規模拡大のステップとして選択されてきた。また日本の農家の過半が三世代以上家族による「いえ」形態をとっているもとでは、基幹的な労働力が兼業化しても、家にその他の労働能力のある者が残されている限りは、基幹的な機械作業を外部依存しつつ、水管理や畦草刈りは自家で行なうことにより、かろうじて「自作」形態を続けることができた。

こうした背景から、三世代世帯の割合が高い東北、北陸、東海等を中心に作業受委託が展開してきた（世帯世代構成の地域性については前章第1節を参照）。とくに東北は高度成長期における地域労働市場の展開が遅れたこともあり、兼業賃金や年金に依存しきれない出し手側の事情が重なって作業委託が選好された。

しかも日本の集約的稲作においては、管理作業部分は収量に直結するが故に高い労働評価を得てきた節がある（機械作業部分を農外切り売り労賃水準で評価した残余を農地純収益とする「地代」部分の相対的な高さが、間接的にそれを示唆する）。

このことは、出し手にとって、作業委託が賃貸よりも経済的に有利であることを意味するが、同時に最近では受け手側にとっても作業受託のメリット（賃貸借のデメリット）が高まってきた。すなわち①米価の低下傾向のもとでは、定額地代による固定化が地代負担率を高める。②気象変動に伴う豊凶変動が強まるもとでは、固定的な地代支払い（いいかえれば地代率の変動）よりも、所定の料金をもらえる作業受託の方が安定している。③作業受託には経営責任や転作がついてまわらないので「気楽」にできる。④規模拡大するほど耕地が分散して負担増になる水管理・畦草刈りや農道・水路補修を回避できる等である。

これらの理由はいずれも最近の事態を踏まえたものであり、農業センサスにおいても、経営耕地面積に占める作業受委託の割合は、育苗や秋作業では賃貸借を凌駕し、絶対量としても平行的に伸びている（表1）。

にもかかわらず農政は作業受委託を相対的に軽視してきた。その理由は、作業受委託が、農地管理政策の本来の対象としての農地の権利移動になじまず、その意味でも、また後述する「ただ乗り」という意味でも、一種の「うさんくささ」をぬぐえなかったからであろう。その結果、作業受委託は農協等の手にゆだねられることになったが、そのことが農地管理上の問題にはねかえっている。すなわち作業受委託と賃貸借の境があいまいになり、その狭間にさまざまな中間形態とそれに付随する「地代」が生じているからである。

例えば宮城県遠田郡N町での調査結果(8)では、「作業受委託」の名前で呼ばれているものには、①耕耘、田植、収穫など個々の機械作業を対象とする本来の「作業受委託」、②全ての機械作業を対象とした「全機械作業受委託」、③水管理や畦草刈りのような管理作業を含む全作業を対象とした「全作業受委託」などが混在している。そして委託者60戸の抽出アンケート調査(1995年)による農家割合は、①が52%、②が22%、そして③が27%である。

また秋田県平鹿郡H町の認定農業者20戸が関係する賃貸借67件のうち不明の1件を除く66件の形態をみると(1996年調査)(9)、利用権が39%、農協経由あるいは「全作業一括委

託」が44%、相対が17%である。

ここで問題は「全作業受委託」あるいは「全作業一括委託」と称されるものである。それは、建前としては個々の作業料金の積上額を委託者が受託者に支払う形態だが、実際には多くの場合は受託者が委託者に定率地代、さらにはそこから派生した定額地代を支払っている。このうち農協が行なう全料金積上方式なり、それを変じたものとしての定率地代方式は、経営リスクの一端を委託側がかぶり、使用収益権の完全移転にはならない「経営受委託」として法認されているが、実態的には農協は受託したものを農家等に再委託し、しかも定額地代化しているものが多い。かくして「経営受委託」とは、農協が仲介する賃貸借の法的名称といっても過言ではなからう。

しかも問題は、そこでの委託者取り分＝〔農業粗収益－全作業料金〕は、多くの地域で標準小作料を凌駕し、実勢小作料にほぼ等しいか、それ以上になっている。つまり前述の日本稲作農業で高い労働評価を得ている水管理・畦草刈りなどの管理・手作業が一般作業料金（「むら」内での結い手間替え的な互助的低賃金）で評価替えされ、その評価差額が委託者に帰属し、その取り分を標準小作料以上に高めているのである。

先の宮城県N町の例では、委託料は作業別料金の積上額（労賃単価1日8,000円）プラス技術管理料4,600円であり、水利費を差し引いた委託者手取額は60,000円強で、同じく水利費差し引きの相対小作料にほぼ等しく、標準小作料38,000円とはかなり隔たる。

秋田県H町の例でも、農業委員会が事務局を努める農作業受委託促進協議会が設定した「農作業受委託標準料金表」には、わざわざ「全作業一括委託の場合」の委託者分として「秋田こまち9.5俵×30%」がトップに明示されている。30%という割合は最近の不作で35%から引き下げられたものである。この例では諸負担や転作を考慮した手取り地代は標準小作料と大差ないケースもあるが、算式に刈り分け制をとりいれながらも基準収量を固定することによって、地代額が定額化している点がポイントである。

かくして「全作業受委託」あるいは「経営受委託」は、本来は「賃貸借」たるべきものを「作業受委託」に偽装し、そのことを通じて「やみ小作」とその高い地代水準を温存させるものだといえる。

そこには、それなりの必然性がある。すなわち「経営権」を自らに留保することで、「自作農」として「むら」の一員にとどまりたいという帰属意識、あるいはその高「地代」から飯米や何がしかの年金補填を得たいとする高齢一世代世帯などの社会保障問題である。

しかし同時に、農地行政が作業受委託を農協にゆだね、さらに農協が行なう「経営受委託」が法認され、そのことを通じて作業受委託に偽装した事実上の賃貸借（やみ小作）が合法化され、賃貸借関係を歪めている点は問題である。

以上から、作業受委託を農地流動化なり農地集積の一環として位置づけ、農協まかせにせず、地域ぐるみで「安心して委託できる体制」を作り、作業受委託の世界に対する農地管理政策の関与を強める必要がある。まぎらわしい農協「経営受委託」制度は廃止した方がよい。

さて、作業受委託が伸びるにあたってはそれなりの要因があることを指摘したが、同時にそれらの要因の多くは、収量不安定・転作・管理作業・経営リスクの回避といった消極的なものだといえる。かくして「責任回避」「身軽さ」「良いとこ取り」というのが作業受託の身上になる。このような点がおそらく農政をして作業受委託の促進を消極的たらし

めたのであろう。そして「経営責任を負わない」ということは、受け手が経営者ではなく賃労働者の立場にあまじることである。

かくして農業経営の担い手としては、作業受託は賃貸借へのあくまで過渡的な形態と位置付けるのが妥当だろう。「全機械作業委託」あるいはさらに「全作業委託」という賃貸借に限りなく近い形態が出てきていること自体、その過渡性を示唆するともいえる。先の宮城県の調査事例でも、全機械作業、全作業委託農家は、世帯主が比較的高齢であり、また自営兼業や寡婦世帯が比較的多かった。それに対して秋作業委託農家は会社員が多い。これらからも全機械作業委託、全作業委託の両形態が脱農化の傾向にあることが推測できる。事例調査でも、作業委託から3~5年で賃貸借に移行する事例は多い。

このような移行のネックの一つが、作業料金と小作料のアンバランスである。作業料金が安く、作業料金支払い後の委託者手取りが小作料を大きく上回る場合は、経済的に賃貸借への移行や小作料の引き下げをもチェックすることになる。かくして出し手の実質手取り額が等しくなるような料金と小作料の設定、なかんずく賃金の積算単価の均衡化が望まれる。とくに比較若い担い手層が受託での規模拡大を追求しているなかで、彼らに他産業並みの賃金単価を保証することが不可欠である。

2 地代政策の必要性

標準小作料は、それが「定められているために、借地料の高値硬直化が招かれる事態」などの弊害があり、「いまや借地料水準の形成は市場に委ねるべきである」という見解もある(9)。確かに、農外からの圧力下にある農地売買と、もっぱら農家同士の農業内な取引である賃貸借では政策的な関与のあり方は異なってしかるべきであろう。しかし賃貸借を完全に市場メカニズムに委ねることは、構造政策の推進という点からなお問題がある。

第1に、全国的に「受け手市場」化したという認識がかなり一般化しているが、なお一定規模の農家が層をなしており、かつ労働市場の展開の遅れた地域では、「出し手市場」的な状況が引き続いている。第2に、とくにそのような地域では、前述の作業受委託偽装的な賃貸借が、高いやみ小作料を伴いつつ現存している。第3に、賃貸借市場は広域的でなく、また徒らに広域的であってはならないが、そのため集落など小地域の特殊事情が反映しやすい。集落ごとに異なる地代が取り決められたりするのはその一つの反映である。第4に、戦後自作農という意味では出自を同じくしつつも、今日では借り手側も、親戚関係などから受け身的に借りるケース、借り足似的なケース、本格的に農業専業で生活するための借地経営など広範に分化しており、それぞれの自己労働評価水準が切り売り賃賃水準から他産業並み賃金まで大きく異なっている。

このような現実を踏まえると、なお誘導政策としての標準小作料制度は一定の意義をもっているといえる。

深川市は北海道有数の水田地帯であり、かつ農業委員会の活動が活発なところであるが、そこでの実勢小作料分布と標準小作料を比較したのが表2であり、ほぼ地域(収量)ごとの標準小作料(表の90~95年のもの)に対応していることがわかる。ただし最も小作料が低い多度志ではややばらつきがみられる。細区分が必要かあるいは絶対額として低すぎるのかもしれない。農業委員会はあつ旋基準に契約地代は標準小作料の20%以内としているが、せいぜい10%以内の地域が多い。

このように高い規範性が発揮されている理由は二つある。

第1は、農用地利用集積計画に、地代は標準小作料の改訂ごとに見なおすことがうたわれており、概ねその通り実施されている点である。現在のような米価の傾向的下落時においては、地代額の固定は現実にあわないし、借り手農家の採算を悪化させる。また調査をしていると、地域によっては実勢地代の水準の複数のモードが形成されていることがあるが、これは過去何回かの改訂前の標準小作料にほぼ相当する経験がある。これらをふまえると、契約期間は長くとりつつ、契約地代額は3年の1回の標準小作料の改訂に合わせて変更する契約にしておいた方が合理的といえる。

深川市では、借り手は「米価に合わせて地代を毎年変えてほしい」という意向だが、貸し手の方は、標準小作料に合わせて変えることには同意しつつも、「毎年改訂では生活設計ができない」としている。その意味では3年ごとの改訂という現行方式が合意の成立しやすいものといえよう。

第2は、前述のように、同市に限らず北海道は道公社を通じる農地保有合理化事業の介入率が高い。農事実行組合、町内会での受け手の自主調整を経て農業委員（会）があっ旋に入り、道公社につなぐわけである。農地移動を相対取引にまかせず、このような人為的介入を行なう場合には、どうしても地代や地価の「目安」が必要となる。そのような「目安」機能が標準小作料にもとめられているわけである。いいかえれば標準小作料が規範性を発揮するためには、農地移動を市場メカニズムまかせにせず、人為的な介入をする必要があるといえる。逆にいえば、農地市場が相対取引になっているところで、地代だけは「標準小作料を目安に」とっても、その手がかりが乏しいわけである。

なお後に市町村公社に関連して述べるが、農業委員会職員がめまぐるしく人事異動する場合には、制度と実態を熟知したベテランは生まれにくい。その点、同市の場合、前事務局長は96年まで在職12年、現次長は97年まで11年勤務と在職期間を「保証」している点、このような農業委員会の主体的力量と大きく関わっている。

3 貸借管理の強化

貸借の今日的な特徴として、次の2点をあげることができる。

第1に、貸し手はほとんどが「土地持ち非農家」化している点である。かつて近畿などで「30アールの論理」が語られた(10)。自家用その他の目的に最低限耕作可能な30アールだけを残して後は全て貸しに出すという論理であり、前章第3節の静岡県事例なども同様である。農業者年金制度が第三者委譲の際に10アールの自留地を認めたのも、そのような面を考慮したものだろう。

しかし今日では、例えば佐賀県下の二市町の調査結果(11)では、地域労働市場の展開等に係わりなく、貸し手の80～85%が土地持ち非農家化している。また先の秋田県H町の67件の貸借のうち、土地持ち非農家の関係件数は58%である。調査地はリングとの複合経営地帯であり、借り手のいないリング畑を自作せざるをえないため、「農家」の割合が相対的に高くなっているといえる。

第2に、佐賀でも秋田でも、前に借りていた人が作れなくなって新たな借り手に回ってきたという、いわば「貸借地の順送り」現象が貸借事例の15～20%みられる。

以上の二つの現象のうち、第1の点については、借り手農家の話では、「土地持ち非農家の一代目」すなわち自らが先祖伝来の農地を貸しに出した者の場合は、まだ農業に対す

る理解もあり、地代等についても無理なことは言わないが、二代目以降になるとそういう理解は得られなくなることが懸念されている。現に農道や水路の補修についても借り手がやるのが当然という態度だと言う（逆に農業へのこだわりがなくなった分だけ、作り交換や地代引き下げが容易になるという見方もできる）。

いま一つの懸念は土地持ち非農家における農地相続の問題である。実態としての一子（一括）相続が継続してきたのは、その一子がともかく農業するからであり、仮に従来なら推定相続人と目される長男等がはじめから農業していないとなれば、一子相続の前提自体が崩れ、分割相続の可能性が高まる。そのような危惧に対して、おなじく農家の意見として、農業はしなくなったとしても、親の扶養と位牌の管理をする者が、そのコスト分として一括相続するだろうという見方もある（前章第3節）。かくして、分割相続の事例が散発しはじめているが、それに伴って賃貸借に変更がおこる（取り戻し、借り人の変更、地代の改訂など）ところまではいっていないようである。

しかし「土地持ち非農家化」が、少なくとも論理的にはそのような可能性を十分に含んでいることを、農地管理政策の課題として確認しておく必要がある。とはいえ相続のあり方等の家族関係に政策が関与しうる余地は限られているとすれば、問題は最終的には「土地持ち非農家」の二代目以降を含む「むら人」としての規範形成にかかっているといえる。

その点で懸念されるのは、集落組織の二重性である。すなわち集落は従来から、住民自治組織および行政の末端伝達機構の面（「区」「公民館」「自治会」など）と、農家組織および農協の末端伝達機構（「農家小組合」「営農組合」など）の二面をもってきた。最近では、集落の各代表が、その運用を「とりちがえる」（たとえば農業関係の会合に非農家まで招集する）と厳しい批判を受けることがあるという。仮にこれを「集落組織の峻別化」とすれば、そのような傾向は土地持ち非農家が増大するなかで、農業・農地・地域資源等に関する地域規範を形成していくうえでプラスには働かないだろう。それに対して、例えば鳥取県赤碕町の大父集落は集落の自治機能と農事組合活動をつなぐ組織づくりをめざした「集落活性化委員会」をつくり、環境美化、ふるさと文化の伝承、コミュニティ活動などにより「非農家を含めた住民の参加意識」を育てていったという（12）。

さらに制度面では、今後は農地についても均分的相続が増大することをみこして、前章第4節でふれたフランスのGGF（農業土地集団）のように、所有権レベルでの分割農地を利用面で再統合できる（させる）仕組みを用意する必要がある。

第2の「賃借地の順送り」現象については、「順送り」できた限りで問題は生じていないといえるが、地域としての賃貸借地の「受皿」づくりが重要になっており、前述した担い手農家の自主的組織化や後述する集落の担い手育成機能の強化が必要である。

4 規模拡大と農地集団化

各地での規模拡大農家の調査を通じて指摘される問題点は、耕地分散、水管理・畦草刈り、転作消化の「御三家」であり、さらに地代負担や土地改良費負担が続く。とくに耕地分散による大型機械の移動に伴う危険が懸念されている。

このうち水管理・畦草刈りは、水利施設や畦畔の形状によって難易度が異なり、また出し手農家の状況によっては、所有者や高齢者等に再委託する事例もみられる。再委託は、委託者の「農業離れ」を防ぎ、地域農業への関心をつなぎとめるうえで有益だが、作業受

委託と賃貸借の間をあいまいにする要素にもなる。また出し手としては、そもそも水管理や畔草刈りができなくなったから、機械作業委託から賃貸借に進んだという事情や、農地を貸したというより、土地管理を委託したという思いもあり、その管理の中核部分を返されるのは本意でないことにもなろう。

かくして地主にやらせる位なら、機械作業受委託形態をとるべきだし、再委託するなら地権者というよりは集落営農的なものへのそれとなろう。しかしこれらの負担を軽減する究極の方法は次の耕地分散の止揚である。

耕地分散に対しては、合理化法人の中間的な土地取得機能による集団化のほか、借り手同士の借地交換（作り交換）が必要になる。作り交換をしていくうえで、通常は地主の理解が得られないことがネックにあげられるが、意外に、借り手同士の話し合いが進まない事例が多い。貸し手、借り手の個別的な人間関係等を乗り越えて作り交換を進めるには、「誰に貸しても同じ」という良好耕作のモラルとそれを具体化した標準作業マニュアルが必要である。「車速はこれぐらい、ロータリーの深さは、回る回数などはオペレーターで確認」する「目あわせ」である(13)。

このような作業の標準化のためにも、そして借り手間の利害調整にも、前述の認定農業者や借り手の組織化が必要になる。

静岡県袋井市山崎地区は借地交換が進んだ事例として知られている(14)。同地区90ヘクタールの水田は、その半分近くが利用権設定されるという流動化率の高さであるが、地区内には2戸の規模拡大農家しかおらず、他地区から3戸の農家が入り込み、借地獲得競争と借地の分散が激しかった。

そこで1992年に、65筆、所有者45名、12ヘクタールの水田について作り交換を行い、それにより5戸の農家はかなりの集団化を果たせた。交換にあたっては、借地期間はとりあえず利用権設定の残期間を引継ぎ、小作料は標準小作料に統一し、金納・物納の違いは当事者間の調整にゆだねた。

この作り交換にあたっては農協の役割が大きかった。農協は、市内の将来の担い手農家等が20戸弱に限定され、さらに彼らもまた営農継続できなくなる可能性があるとして、条件の悪い田圃や担い手農家の営農継続が困難になった場合の受皿として有限会社形態の農業生産法人をつくりたい意向だった。そこで先の5名の借り手農家が、自分たちと競合する恐れがなきにしもあらずの法人の設立を認める代わりに、農協主導での同地区の農地集団化を要望したわけである。合理化事業にのせた場合は、利用権の解約に伴う流動化奨励金の返還問題をクリアできるという事情もあり、農協の合理化事業の活用につながった。こうして91年に設立された法人は借地14ヘクタール程度をもつに至ったが、そのうち1.2ヘクタールを集団化に提供し、1.7ヘクタールを受け、分散的ではあるが面積を増やした。

このような作り交換が成立した理由は、第1に、地区面積の半分について利用権が設定されるという流動化の進展、第2に、その反面として、「圃場」という言葉さえ知らず、ましてや自分の所有田の所在も知らない土地持ち非農家の発生と「無関心」、そして第3に法人の借地が調整弁の機能を果たした点である。いいかえれば、第一のような条件の整っている地域でも、作り交換の成功には、合理化事業の中間的地保有機能による一定の土地ファンドが必要なことを示唆する。また自作地の交換分合にまで及んでいないのも同地区の限界である。

それに対して前述の北海道の深川市の場合には、少数事例だが、貸しに出た農地について、A、Bの2戸の農家が競合したが、より近くに経営地をもつAが借りる代わりに、AはBの近くにある自分の圃場をBに貸し付けた（契約条件は自分の賃借と同一）。こうして事実上、自作地まで巻き込んだ作り交換に踏み切ったのである。このような自作、小作にこだわらない合理的行動が要請されている(15)。

以上は水田についてだが、果樹作では圃場条件による差異が大きく、作り交換や集団化は水田より困難だが、「土地を動かさなければ人を動かせ」という発想の転換で、作業の共同化や作業受委託の組織化を追求しているところもある（愛媛県明浜町本浦地区）。

また畑作では、連作障害を避けるための作り交換がなされる一方で、作目による適地性の差異が大きく、たんなる作り交換では無理があり、個別農家ごとの輪作を組めるだけの農場的団地の確保ということになる（鹿児島県頰娃町大川地区）。同町では、規模拡大に伴う問題点として、圃場分散よりも、圃場の区画や農道が機械化畑作に適していない点が指摘されている。

第4節 構造政策の推進体制

1 構造政策の複線化

構造政策が強調される割には、自治体レベルで一本化された推進体制が整っていないのが実情である。その一因として構造政策の事業化・複線化があげられる。

従来から行政委員会として農地行政を担当してきた農業委員会は、法人格をもたないが故に補助事業の主体にはなりにくかった。それに対して農用地利用増進事業により、農地政策の構造政策化、構造政策の（補助）事業化が進められ、その「事業」の担い手として、農業委員会ではなく市町村が適切とされた。

農協は、従来は組合員平等の組織原理からして組合員内の農民層分解につながる農地流動化への関わりはさけてきたきらいがあるが、前述のように1970年代から行政の生産調整政策への協力関係を深め、1980年代に入ると構造政策との関連を強めるに至った。さらには大規模農家の農協離れの食い止めとライスセンター・カントリーエレベーター等の施設稼働率の確保を狙いとして、農地保有合理化法人の資格を得るなどして、制度的に構造政策に深くかかわるようになった。

こうして構造政策の一線に、従来からの農業委員会、行政、農協が横並びするようになった。さらに最近では市町村農業公社も各地に登場し、その多くは農地保有合理化法人の資格を取得して構造政策を担うようになっている。

そうなる则独自の財源と人事をもたず、首長部局に依存せざるをえない農業委員会の分は悪くなる。流動化に伴う諸コストは、行政は丸かがえであり、農協も経営が厳しいとは言え、どんぶり勘定で負担可能であるが、農業委員会には独自財源はないからである。

それに追い討ちをかけるように、農業委員会は「農地法の影」を負っているが故に、今日的な貸借の推進主体になじまない、「農地法の番人」として座して待つ態度で自ら「掘り起こし」に歩かない、（とくに都市近郊では）農地の利権屋になっているというさまざまなマイナスイメージがふりまかれ、農政当局も農業委員会の組織財政の抜本的な強化策をとらず、問題を放置して農業委員会の弱体化・相対化をまねいた。

代わって特に期待されているのが「第二農水省化」した農協組織である。しかし農協は、それが本来の組合員組織であり共販組織であるならばともかく、金融保険事業に深く傾斜し、その一環として農地を担保にとって金融資産として扱い、さらには市街化区域については宅建業務も行なう経営体となっており、そのような経済的性格からして農協が農地の権利に介入することは慎重を要する。

当面は農協の農地保有合理化法人は、所有権には及ばない範囲で事業をすることになっているが、そもそも利用増進事業に利用権と所有権がともに組み込まれたのは、その一体的移動性に注目してのことであり、利用権に限定することは無理がある。そしていずれ農協の所有権移動への関与に道が開かれると、同じ経済団体としての財界が黙っていないことは、第2章第4節にみたように明らかである。

また貸借や作業受委託に限っても、先の「経営受委託」にもみるように、農協は農地の経済的管理の観念に乏しく、組合員間の横並び的な平等性を追求しがちである。

しかも最近の農協系統は、金融自由化の嵐を広域合併と系統二段階制への移行によって切り抜けるべく組織再編に邁進しており、営農指導面にかかわる土地利用調整機能に取り

組むゆとりに乏しく、また自治体の範囲を大幅に上回る郡市農協に広域合併した暁には、地域から離れていくことが懸念されており、必ずしも農政の期待に即応する状況にない。

2 構造政策一元化の動き

このような状況を踏まえ、地域から構造政策の担い手組織を一元化しようとする動きが強まっている。その一つはハードな新組織である市町村農業公社設立の動きであり、もう一つはソフトなネットワーク組織の追求である。

(1) 市町村農業公社化の動き

1997年4月現在で市町村農業公社は92、うち全部あるいは一部が特定農山村法の指定を受けている町村が60と3分の2を占める。地域的には北関東が18、山陰と九州が各15、北陸と山陽が各10であり、とくに多い県としては栃木12、島根8、鳥取7、岡山・大分が各6ある。これらの地域では、北関東を除き特定農山村における設立が圧倒的である。

市町村農業公社は、地域農業振興（新規作物の開拓）、農地保有合理化事業、作業受託、経営受託（経営代行）、地域農業後継者育成など地域のニーズに即した多様な機能を担っているが(16)、そこには二系列の成立背景があるように思われる。

第1は、公社が作業や「経営」を担う必要性である。第2は、構造政策の弱点あるいは欠陥の是正である。

まず第1の要因からみていこう。既に第一節でみたように、そしてまた特定農山村法指定町村の立地が多いところにも現れているように、個別農家レベルではあるいは「むら」レベルでは農作業・農業経営の担い手を確保し難くなった状況への対応だといえる。実はそのような状況が都市近郊でも高まってきたことへの多分に予防的な対応が、平場地帯でも市町村農業公社の設立が追求される一つの理由でもあろう。

たとえば兵庫県宍粟（しそ）郡の一宮・波賀・千種町にまたがる宍粟北みどり農林公社は、農協の作業・経営受託事業を引き継ぐ形で94年に設立された。97年末の現況は、オペレーターを正規6名、通年臨時2名において、管理耕作（公社が全作業を行なう全面作業受託形態）30ヘクタール、農家への転貸18ヘクタール、トラクター作業692ヘクタール、田植84ヘクタール、稲刈88ヘクタール（作業の実績は95年度）、その他に育苗、水稻と転作黒豆の乾燥調整、林業請負い等を行なっている。公社からの再委託を受ける担い手農家も54歳の14ヘクタール経営の他は高齢化した農家のみであり、認定農業者も一宮町3名、波賀町に至ってはゼロという状況下で（97年現在）、設立当初は、若手オペレーターを将来の地域農業の担い手農家として自立させる意向だったが、農業情勢の悪化、そのもとでの公社の赤字化等を踏まえると、それは無理だとして、いまや公社が自体が地域農業の担い手である位置付けるようになってきている。「農家の駆け込み寺」というのが当事者達の自己規定である。

しかし市町村公社化には次のような問題がある。

①本当に地域に担い手がないのか、担い手を育てられないのかは慎重な検討が必要である。とくに平場地域では現に存在している担い手農家と公社が競合している事例もみられる。担い手農家と競合せず、担い手農家を補完し育成するような機能調整が必要である。

②公社が必要だとした場合にも、それが、どこまで、いつまで農業経営を代行をできる

のか、あるいはすべきかを考える必要がある。とくに前述の宍粟北みどり公社のように、公社自らを「担い手」と位置付けた場合の展望が問題になる。

③「公社」を名乗る公的な機関が農業経営を補完・代行する（その限りで私経済部門を担う）にあたっては、それがなぜ「公共の福祉」なのかを証明する必要がある。それは本書の立場からすれば農業が果す食料生産と国土環境保全の二つの機能面に即して追求されるべきだろう。現実に棚田保全を目的にかかげる公社設立も増えてきた。先の宍粟北みどり公社の地域もなだたる棚田地帯であるが、公社は未整備田、10アール、5アール未満の田については割り増し料金を徴収し、一応はクルマをつけられる圃場は引き受けているが、その段階で既に赤字であり、棚田保全にまでは手をだせないのが現状である。公共性と収益性の相克は永遠のテーマであり、一宮町は、国あるいは県の棚田保全事業の導入を検討している。

次に構造政策の弱点・欠陥という第2の要因については、次のような点が指摘される。

①前述の行政・農業委員会・農協等の流動化政策の担い手の複線化である。それによって各機関がバラバラに流動化を追求するようになり、その反省から、構造政策の推進主体の一元化が強く望まれるようになった。

②縦割り行政の極端化である。本省の各係ごとに補助事業が予算化され、それが地方農政局一県一市町村の各段階を通じて縦割りで下ろされてくる。構造政策の複線化がそれに拍車をかける。それに対し農家に直接に相対する末端市町村にあっては、各事業の整理統合が必要になる。

③市町村の担当職員のめまぐるしい人事異動である。農地行政は、高度の専門性と農家との深い信頼関係を必要とする部門として、事情に知悉した農業者自らが行政に携わる行政委員会方式が導入された。そして農業委員会は農地主事を必置することとし、その身分を保障したが、農地主事を置いていない委員会も少なくない。その人事は首長部局ににぎられ、一般行政職員の人事ルートにのせられ、さらに行政そのものが縦割り補助事業に左右されることによって、在任期間が極端に短期化し、専門的職員の育成確保をさまたげている。これは市町村の農政部局についても言えることである。このような欠陥を補うには、行政や農協の人事ルートから自立した専門職員ポストの確保が必要になる。

④複線化のなかでの行政と農協の取り組みの齟齬である。すなわち行政側からすれば、自治体規模をこえる広域合併により農協が地域離れする懸念が強まっている。他方で農協側からすれば、行政の広域化と職員の在職期間の短期化によって、行政の地域把握力が懸念される。このようななかで、主として行政の側から農協を地域につなぎとめる方策として、共同出資・出向等による公社化が提起されるわけである。具体的には、農協が従来その農業機械銀行活動等を通じて行なってきた作業受委託の斡旋機能の受皿が必要である。

こうして自治体と農協で一つの別組織を作り、専門担当者を確保して農地流動化に関わる縦割行政を一本化し、あわせて現業部門を担おうというわけである。

⑤農業委員会や行政は、農地の中間的保有機能（出し手から引き受けた農地を一時的にプールしておき、再配分する機能）をもちえない。そこで地域が前述の作り交換、農地集積を促進しようとするれば、中間的土地保有機能を果たし得る農地保有合理化法人としての市町村公社が欲しくなる。

およそ以上のような第2の要因については、そこから公社化の必然性を導きだすのはや

や飛躍があるように思われる。なぜならそれは、既存の行政・組織の欠陥を別の組織を作ることによってバイパスするに過ぎないからである。⑤にしても、市町村公社は確かに地域密着的ではあるが、同様の機能は本来的に県公社の担当分野であり、現に県公社が地域における農地集積の核になっている事例も多い。本来なら県公社の機能強化によるべき問題なのか、本質的に市町村レベルの合理化法人が必要なのか、なお判断しがたい。

ともあれ別の組織を作らなければ是正されないほど、今日の行政の欠陥は根深いともいえるが、そうであればこそ求められるのは真の意味での地方行政改革であろう。また仮に全国全ての自治体が「公社」をつくったとすれば、行政の重複はあからさまとなろう。また「公社」は農民自治や議会のコントロールから脱しやすく、その意味では一層の複線化をもたらすことにもなりかねない。

(2) ネットワーク組織化の動き

公社化という現業部門を囲い込んだ、その意味でハードな対応に対して、組織面でのソフトな対応もみられる。

第1は、「地域農業振興協議会」といった名称の協議会組織の形成である。すなわち自治体レベルでの農業委員会、行政、農協、土地改良区、共済組合、県の普及センター、さらには農家代表（作目別、婦人、青年など）の関係者を糾合した協議体を形成し、そこに農地管理・構造政策など農政のソフト事業の立案実施を委ねようとする動きである。それは公社化の前段であるという見方も成立しないわけではなく、また協議会にとどまる限り組織間の不協和音が絶えない欠陥も予想されるが、先の複線化に伴う混乱への一つの対応策であり、その核に農業委員会を据えることによって、地域レベルから農業委員会の強化を図る策ともいえる（山形県羽黒町など）。

第2は、農地に関する状況を同じくし、出入作もありうる地域が市町村の枠を越えて一体的に農地管理、たとえば小作料や作業料金の統一を図ろうとする動きも出てきている（山形県酒田・飽海地区農業担い手センター）。これにはいろいろな背景が考えられる。第1に、標準小作料の算定等にあたっては、県の地方事務所等の単位において県の「行政指導」のもとに横並びの算定になりがちだが、そうではなく基礎自治体自らが真に地代形成を共にすると考える地域ごとに小作料や作業料金を統一することで、自治体の枠にとらわれない規範性を追求しようとする動きといえよう。第2に、そのためにも、地域の中核的な農業委員会等が周辺町村の力量をカバーする動きといえる。第3に、農協の広域合併に対応して、その合併が地域的特性を共通にする限りで、それに対応した農地管理の広域化を図る動きといえる。

第3は、借り手農家自らが農業委員会の音頭等で組織化を図り、自主的に借り地の合理的配分（面積調整、団地化の促進）に乗り出しているケースもみられるようになった。前述のように認定農業者制度を一つの「運動」としてとらえるなら、いつまでも行政との関連での「認定」農業者ではなく、彼ら自らが組織化を図り、このような農地の調整に取り組む必要がある（宮城県南方町アグリセンター）。

このようなソフト対応は、カッコ内に事例地域を示したが、どちらかといえばなお担い手農家が層をなして存在する地域において、その一元的な調整機能を追求するケースが多い。しかしこのようなソフトなネットワーク組織は、ハードな市町村農業公社が直面した、

行政一元化、専門職の確保育成、行政と農協の一体化などの課題をどれだけクリアできるかは未知数である。例えば島根県横田町では、農林振興対策協議会が企画立案を行い、農業公社が事業実施を担当するという二本立てで対応しているのも、その困難さの自覚といえよう。

かくして公社方式がよいのか、協議会方式がよいのか、一律かつにわかに判断できないが、それぞれの地域において構造政策の一元化が強く求められていることは確かであり、それぞれの地域がおかれた状況、なかんずく担い手農家の確保状況と既存の組織間関係を見据えた対応が望まれる。

3 構造政策と集落

最後は再び集落の位置づけにもどっていく。今日の農政は、目的としては「農業者」「経営体」という「個」を重視しつつ、手法的には大区画圃場整備を通じる農地の集積・団地化や生産調整における「地域調整推進事業」等を通じて、集落機能への依存を一層強めているのが現実である。集落の「手段化」ともいえよう。その根拠はつまるところ集落に土地利用調整機能があるという仮説であり、期待である。

農用地利用改善団体はその一つ具体化であるが、実際には看板を掲げているだけの集落が多い。そうなるのは、集落が農地流動化という意味での土地利用調整には本来なじまないものをもっているからではなかろうか。集落の会合の話題について調査すると、農道や水路の補修、圃場整備、生産調整等については話し合われているが、正面きって農地の流動化が話されることはほとんどない。

日本の農業集落・「むら」は、生産面では、今日に至るまで水や入会地の共同管理による地力維持の単位として連綿として存在し続けてきた（入会共同体は少なくなったとはいえ）。また生活面では直系家族・「いえ」の集まりとしてライフサイクルの局面を異にする農家の時間的（世代を越えた関係）・空間的（同世代の関係）な共同体として存在してきた。このような「時空共同体」として、「むら」は自らの存在を脅かす外圧、あるいは共同体を越える資源再配分に対しては、一致して対抗・対応してきたが（「むらの土地はむらの内で」という農地流動化規範のその一つといえる）、共同体内部の資源や権利の再配分については中立的あるいは抑止的であり、それ故に時々の階層・階級対立を超えて存在し続けてきたといえる。

そうであれば集落内における権利面の調整に及ぶような農地流動化の話は、集落の会合の正式の議題としてはむしろタブー視されるのが普通であり、集落にそのような機能を期待するのは始めから見間違いだといえる。

ならば今日の農業集落は構造政策と無関係なのかといえば、必ずしもそうではない。集落は自らの存亡の危機を招く外圧に対しては、一致団結して対抗・対応するとしたが、今日そのような危機の一つとして、近未来の集落農業の担い手問題が浮上してきている。集落がそれを自らの危機として自覚する時、そうしなければ座して消滅を待つしかないという認識が「むら」人に生まれたとき、集落は担い手の育成機能を果たしていくことになる。

ただ集落で集まって「農地流動化を」といっても白けるだけだが、「むらづくり」の話し合いだとか圃場整備への取り組みといった具体的に「むらの将来をどうするか」という

話し合いのなかでは農地流動化の話も割合話題になるという。

具体的には農地流動化推進員（通常は農業委員が兼ねる）なども、机上のアイデアとしてはよい制度だが、具体的な行動となると困難極まるケースが多い。そういうなかで、先の「むらづくり」等の話し合いがなされている地域では、その一環として流動化の話も持ち出せるし、推進員の活動も活発になる。つまり方法論や具体的な仕掛けが必要なのである。

なお先の宍粟郡の各町では、農業委員ではなく、農区長（集落の農業関係の長）が流動化推進員になり、北みどり公社に対する農家の委託希望も農区長がとりまとめている。要するに、そこでの地域が当面する課題は、農地流動化そのものではなく、あるいはそれも含めて集落（農業）の維持なのであり、そのためには数集落から1人選ばれる農業委員ではなく、各集落ごとの農区長が前面にでる必要があったのだろう。

以上のまとめとして、今日の構造政策の課題は、集落にストレートに土地利用調整機能を求めることではなく、間接的にはそれにつながりうる「集落農業の将来の担い手」育成機能に着目することである。そのためには行政が、経営選別や経営形態の特定をあせるのではなく、「将来の集落農業の担い手」を地域・集落自らが育成していく「運動」を支援していく必要がある。

注(1)原田純孝「ヨーロッパの農業構造・農村政策といま我が国が求められているもの」『土地と農業』26号、1997年、10頁。

(2)同上、9頁。

(3)拙著『農業政策と地域』（日本経済評論社、1995年）第5章を参照。

(4)上田栄一『みんなで楽しく集落営農』サンライズ印刷出版部、1994年、141～142頁。

(5)担い手論については、食料・農業政策研究センター編『日本農政を見直す』農山漁村文化協会、1994年、のCセッション、田畑保・村松功巳・両角和夫編『明日の農業をになうのは誰か』日本経済評論社、1996年を参照。なお和英辞書で「担い手」を引くと“bearer”であるが、研究社『和英大辞典』にはそもそも「担い手」という項目自体がないことが注目される。あえていえば日独など旧ファシズム国に通底する発想といえる。

(6)食料・農業政策研究センター、前掲書に所収の拙稿「農業のトレーガー論」を参照。

(7)「認定農業者等の規模拡大過程における作業受委託の意義と賃貸借への移行に関する調査」（『土地と農業』25号、1995年）所収の拙稿。

(8)農水省構造改善局農政課『平成八年度構造改善基礎調査』（拙稿）、注(6)所収の村山元展報告。

(9)荏開津典生・生源寺真一『こころ豊かなれ日本農業新論』家の光協会、1995年、140頁。

(10)祖田修『コメを考える』岩波新書、1989年、155頁。

(11)全国農地保有合理化協会『平成7年度 大規模借地経営の展開とその安定的発展方策に関する調査報告書』所収の拙稿。

(12)『日本農業新聞』1996年12月17日付け。

(13)上田、前掲書、35頁。

(14)全国農地保有合理化協会『農地の出し手農家の貸借に到る構造と農用地利用改善団

体の役割に関する調査報告書』(1994年)所収の拙稿。交換耕作の研究としては市川治『交換耕作形成の研究』農林統計協会1997年がある。

(15)市町村公社については、小田切徳美「公社・第三セクターと自治体農政」小池恒男編『日本農業の展開と自治体農政の役割』家の光協会、1997年。